

盲導犬／聴導犬／介助犬

**身体障害者補助犬
同伴受け入れマニュアル**

〈医療機関編〉



2003年10月より身体障害者補助犬法が施行され、

全ての施設で同伴を拒んではなくなりました。

身体障害者補助犬(以下補助犬)とは

盲導犬、聴導犬、介助犬の総称です。

補助犬について何かわからないことがあれば、

遠慮なくその使用者にお尋ねください。

補助犬同伴を拒むことは

使用者である障害者を拒むことと同じです。


まずは受け入れを……、

補助犬受け入れは障害者の社会参加への理解の問題です。

補助犬同伴受け入れについての

積極的なご理解とご協力をお願いします。

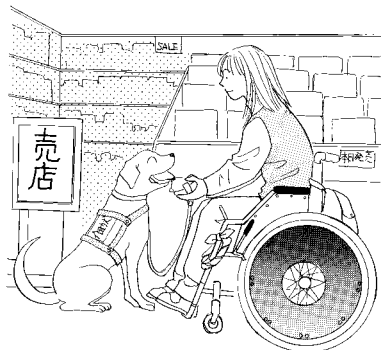




盲導犬／聴導犬／介助犬

**身体障害者補助犬
同伴受け入れマニュアル**

〈医療機関編〉



1. マニュアルの目的…………… 04
2. 身体障害者補助犬とは…………… 05
 - (1) 身体障害者補助犬の種類…………… 05
 - (2) 補助犬の目印 — 表示と認定証 …… 07
3. 補助犬の安全性 — 犬の健康管理・衛生管理…………… 08
 - (1) 犬から感染する可能性のある疾病…………… 08
 - (2) 犬の健康管理…………… 08
 - a. 狂犬病予防注射と混合ワクチン
 - b. その他の予防
 - c. 定期健康診断
 - (3) 犬の衛生管理…………… 14
 - (4) アレルギーへの対応…………… 14
 - (5) 安全管理上の注意点…………… 14
4. 補助犬を受け入れるために…………… 15
 - (1) 全職員への受け入れ体制の徹底…………… 15
 - (2) 職員教育の留意点…………… 15
 - (3) 使用者・他の来院者への説明と情報提供…………… 15
 - a. 補助犬使用者への案内
 - b. 補助犬使用者の施設利用について
 - c. 他の来院者への説明
 - d. 他の来院者への啓発の方法
 - (4) 受け入れ体制（施設設備関係の設定）…………… 18
 - a. 同伴禁止区域とその対応方法
 - b. その他
【透析室／待合室／土足禁止区域／エレベーター／排泄場所】
5. 補助犬使用者への対応…………… 21
 - (1) 盲導犬使用者・視覚障害者への対応…………… 21
 - (2) 聴導犬使用者・聴覚障害者への対応…………… 22
 - (3) 介助犬使用者・肢体不自由者への対応…………… 23

6. 問題とその対処 24

- (1) 相談窓口..... 24
- (2) 問題(トラブル)への対処方法 24
 - a. 排泄・嘔吐等によるトラブルへの対処
 - b. 犬の行動によるトラブルへの対処
- (3) 他の来院者とのトラブルを避けるために 25
 - a. 他の来院者からの苦情への対処
 - b. その他の問題
- (4) 犬から感染する感染症の発生があった場合 26
 - a. 犬から感染する可能性のある疾病の発生時の対処



7. 資料 27

- (1) 身体障害者補助犬法..... 27
- (2) 同施行法..... 31
- (3) 補助犬表示方法..... 36
- (4) 補助犬健康管理手帳..... 37
- (5) 参考文献・資料..... 38

医療機関における補助犬同伴受け入れマニュアル作成委員会
委員名簿..... 39

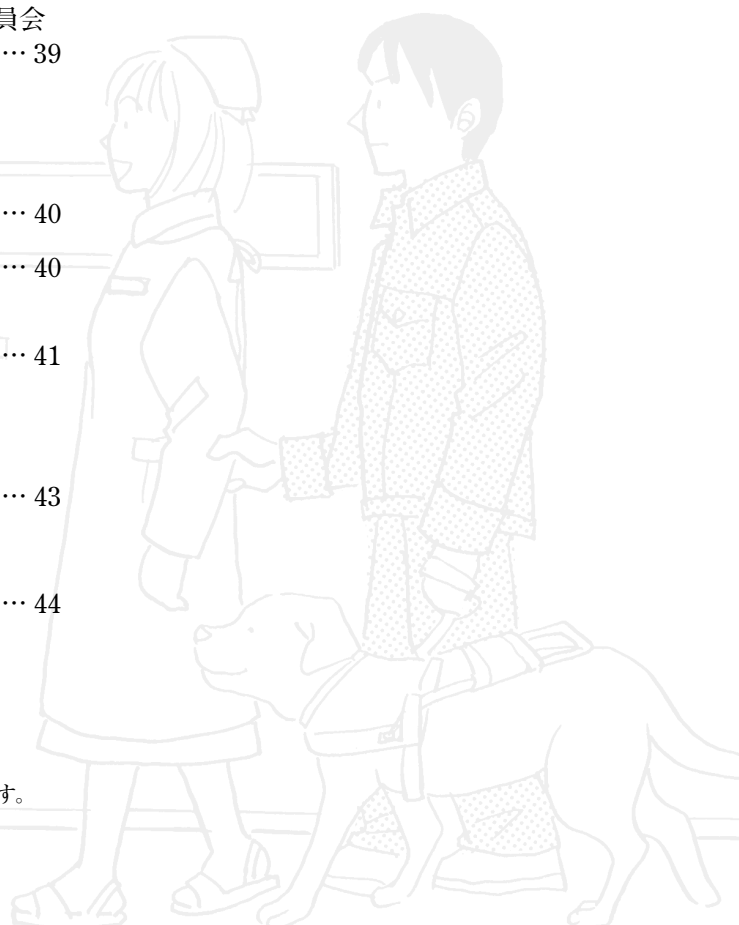
付

- REPORT 医療機関への補助犬同伴の報告 40
- 人工透析室入室許可を得た盲導犬 40
盲導犬使用者/折坂 育志
- 補助犬との入院経験 41
聴導犬使用者/松本 江理
- 補助犬使用者の方へ 医療機関利用の際のお願い 43
- おわりに 44

イラスト/たなかしんこ

©日本介助犬アカデミー2004

本書の内容の一部または全部を無断で複写複製(コピー)することを禁じます。



1. マニュアルの目的

2002年10月1日より身体障害者補助犬法が施行され、すべての公立施設及び公共交通機関で同法による認定を受けた補助犬の同伴受け入れが義務づけられました。また、公立施設に続いて、2003年10月からはすべての民間施設でも補助犬の同伴が認められました。この法律の施行によって、医療機関においても補助犬使用者が受診のために通院したり、入院患者のお見舞いに来たりした際に、補助犬の同伴を拒否できなくなりました。

これまでは補助犬の健康管理についての基準も定められておらず、感染症予防の基準化もなされていませんでした。そのため、身体障害者補助犬法では、補助犬使用者に「公衆衛生上不利益を及ぼさない旨の証明」の携帯が義務づけられています。医療機関において補助犬を安心して受け入れるために必要な最大のポイントは、補助犬の感染症予防及び衛生管理の明確な基準化と、使用者のマナーの確立であろうと考えられます。また、現実問題として医療機関には清潔区域が存在し、施設内のすべての区域で補助犬の同伴を可能にすることは困難な場合が考えられます。医療機関への補助犬同伴が法的に認められた今、使用者から離れた場合の補助犬への対応、他の来院者への説明、職員教育など、補助犬受け入れのために整理されなければならない課題がいくつかあります。そこで、医療関係者や獣医師、そして医療施設を利用する立場にある補助犬使用者の意見も交えて、医療機関向けの『補助犬受け入れマニュアル』を作成しました。本書では感染症予防の基準についても明文化し、そのうえで医療機関として補助犬使用者をどのように受け入れればよいかの指針を示しています。なお、本書では補助犬に特化した部分、及び補助犬に関わる最低限の障害者対応についてのマナーや対応方法についてまとめています。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など各障害者に対する基本的な対応方法については、必要に応じてほかの資料等でご確認ください。

本マニュアルが多くの医療機関で活用され、補助犬使用者がどこの医療機関に出かける際にも、ためらうことなく、気持ちよく受診し、お見舞いや通院ができるようになることを願っています。

身体障害者補助犬法（法律第四十九号）

（不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴）

■前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

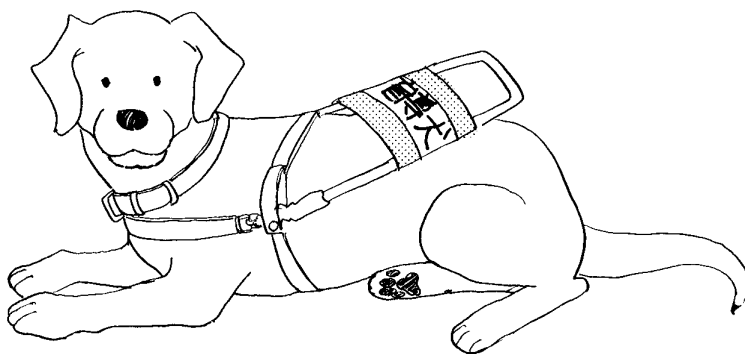
2. 身体障害者補助犬とは

(1) 身体障害者補助犬の種類

「身体障害者補助犬」(以下、補助犬)とは、盲導犬・聴導犬・介助犬の三種類の犬の総称です。補助犬使用者にとって補助犬は身体の一部と同じ存在であり、障害を補い、生活の一部を担っています。補助犬それぞれの仕事内容は違いますが、目的は身体障害者の自立と社会参加を促進することです。

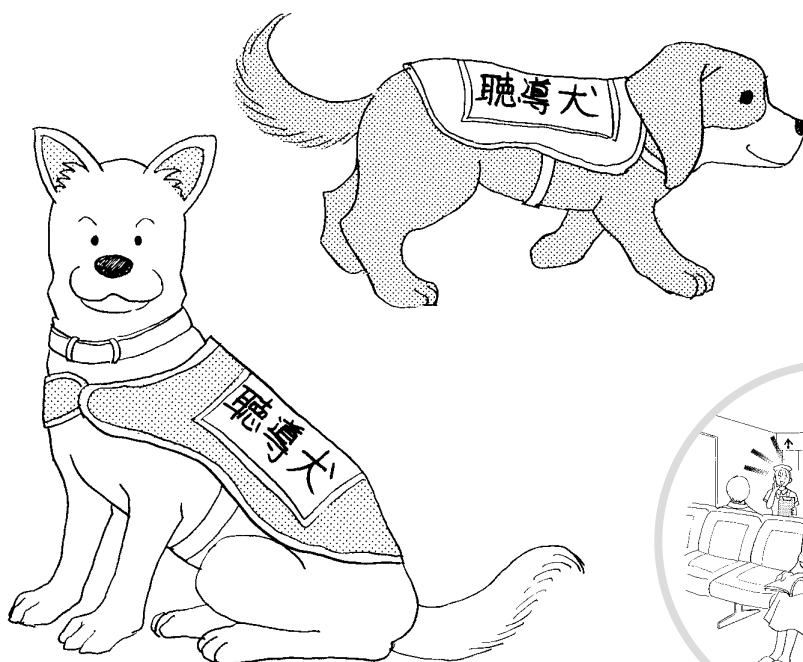
【盲導犬】

視覚障害者の歩行誘導をするために訓練を受けた犬で、視覚障害者に障害物の存在を知らせ、安全に早く歩くことの手助けをします。盲導犬の多くはレトリバー種(ラブラドル・レトリバー/ゴールデン・レトリバー)です。全国で927頭(2003年3月末現在)が実働しています。



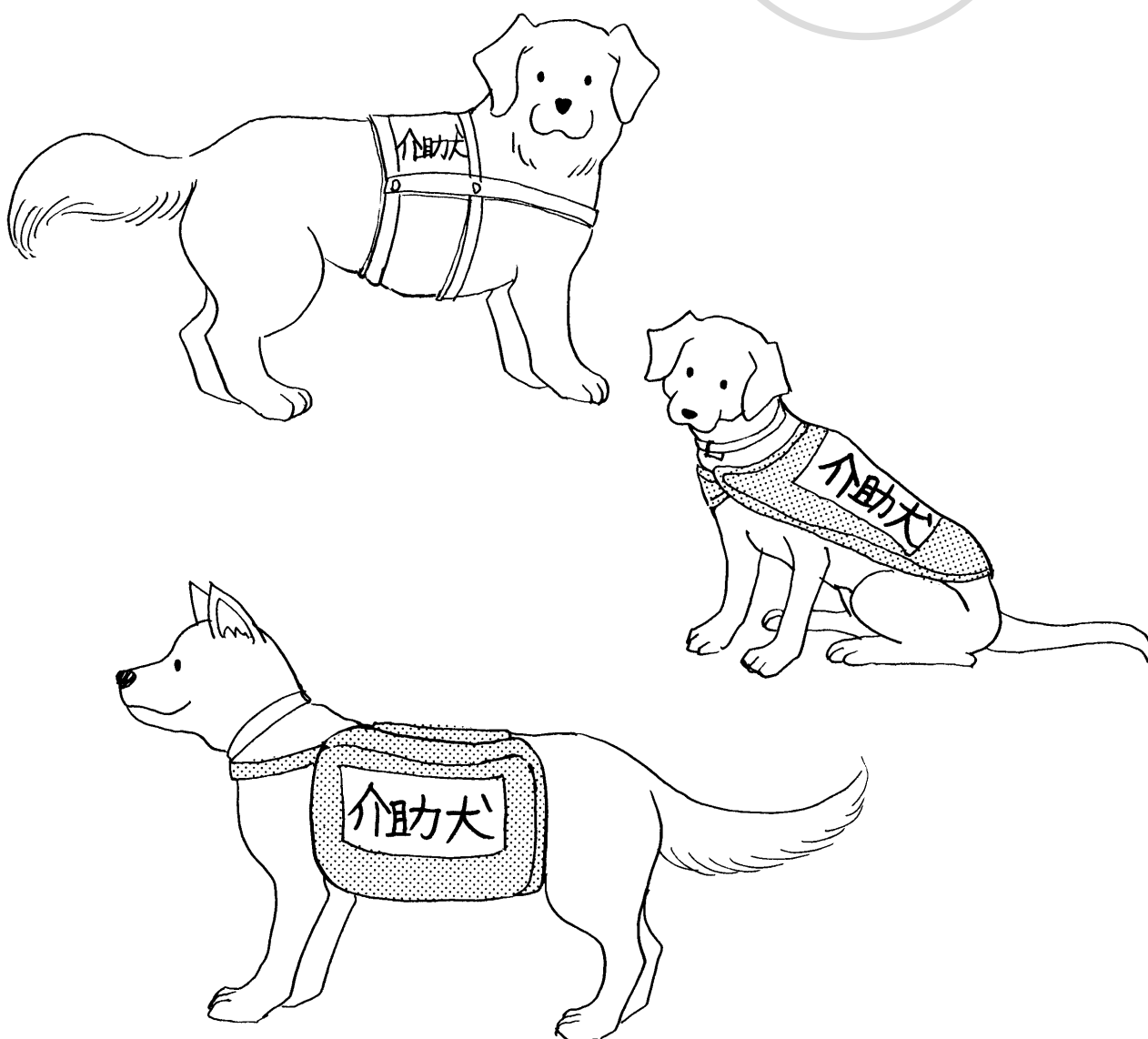
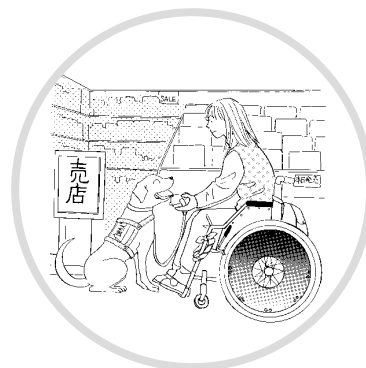
【聴導犬】

聴覚に著しい障害がある障害者の耳の代わりとなり、室内ではファックスやドアノック、インターホンや赤ん坊の泣き声、屋外ではクラクションや自転車の呼び鈴、名前を呼ばれたことなどを知らせるように訓練されています。小型・中型犬が多いのですが、大型犬も活躍しています。犬種は、雑種や柴犬などさまざまです。実働数は約20頭(2003年9月現在)です。



【介助犬】

手や足等に障害のある人(肢体不自由者)の日常生活動作を介助するよう訓練されています。落としたものを拾って渡す、手の届かないものを持って来る、荷物を運ぶ、ドアの開閉、冷蔵庫や引き出しの開閉及び物の取り出し、スイッチ操作などのほか、必要に応じて歩行介助、起立や移乗(トランスファー)の補助などを行います。必要な介助は個々の使用者によって異なるため、ニーズによって小型から大型まで様々な犬が実働しています。実働数は約40頭(2003年9月現在)です。



(2) 補助犬の目印 — 表示と認定証

盲導犬は白または黄色のハーネス(胴輪)をしています。聴導犬・介助犬は図1の表示を犬につけ、「聴導犬」または「介助犬」と表示しています。盲導犬は道路交通法による規定が昭和53年(1978年)に出されましたが、聴導犬・介助犬は身体障害者補助犬法により初めて法的位置づけをもったため、認定制度が始まったばかりです。2004年9月末日までは補助犬法の経過措置期間中なので、「暫定犬」(身体障害者補助犬法施行前に訓練された犬で補助犬法による認定は受けていないが、厚生労働省への届出を行っている実働聴導犬及び介助犬)として、図2のような表示をしてよいことになっています。

また、使用者自身は認定証(盲導犬は使用者証)と、補助犬の健康管理手帳など健康管理の記録を携帯しています。

図1 様式第一号(第四条関係)

○ ○ 犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った指定法人の名称	
指定法人の住所及び連絡先	

図2 様式第五号(附則第三条関係)(表面)

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示	
○ ○ 犬	
有効期限：平成十六年九月三十日	
犬種	
訓練事業者名	
訓練事業者の住所及び連絡先	

3. 補助犬の安全性 — 犬の健康管理・衛生管理

これまで補助犬が医療機関で同伴を受け入れられなかった背景には、医療機関側に補助犬同伴に伴うリスクとその対策について十分な知識や情報がなかったことがあると思われます。やみくもに「犬は汚い」「感染があると困る」と考えられてきた経緯があることは否めません。犬は古くから人間社会の中でペットとして共に生活してきた動物であり、野生動物と違って感染症についても管理対策や予防接種プログラムなどが確立しています。また、感染源となる糞便や尿、唾液などの接触がなければ感染の確率は低いといえます。

補助犬は排泄管理も訓練されており、使用者の指示により決められた場所でしか排泄しませんし、排泄物の処理も使用者自身が責任をもって行います。また、むやみにものを舐めたり唾液をたらしたりすることはありません。

これまで、感染対策を含めた予防接種や健康管理及び行動管理を適切に行われた補助犬が、人の感染症の原因となった報告例はありませんが、補助犬を医療機関で安全に受け入れるためには、想定されるリスクについて正しく理解し、適切なリスク管理をすることが不可欠です。

(1) 犬から感染する可能性のある疾病

動物から人、人から動物へ感染する疾患を「人獣共通感染症」zoonosisとよびます。世界的には300種類を超える感染症があるといわれていますが、そのほとんどは野生動物から感染するものです。寄生虫、ウイルス、細菌などさまざまな感染症の中で、犬から感染する可能性のある代表的なものとしては、狂犬病（狂犬病ウイルス）、犬糸状虫症（寄生虫—*Dirofilaria immitis*）、レプトスピラ症（ワイル病：*Leptospira interrogans* serovar *icterohaemorrhagiae*, *copenhageni*, イヌ型レプトスピラ症：*L. interrogans* serovar *canicolla*, 秋疫B症：*L. interrogans* serovar *hebdomadis*等）などです（表1）。他にも食中毒起因菌（*Salmonella*, *Campylobacter*, *Yersinia*）、パストレラ症（*Pasteurella multocida*）、皮膚糸状菌症（皮膚糸状菌）などがあります。

これらの感染症予防で最も重要なのは、犬の適切な「健康管理」と「衛生管理」、そして感染経路を断つという意味での「行動管理」です。

(2) 犬の健康管理

a. 狂犬病予防注射と混合ワクチン

狂犬病予防注射は、狂犬病予防法により年 1回の接種が飼育者(管理者)に義務づけられています。また、それ以外にも補助犬は必ず混合ワクチン接種をしています。

混合ワクチンは狂犬病予防注射のように義務ではありませんが、レプトスピラのように人に感染すると重篤になる疾患もあるので接種が必要となります。種類は5種から9種までが存在します。5種では、パルボ、ジステンパー、伝染性肝炎、伝染性喉頭気管炎（アデノウイルスⅡ型）、パラインフルエンザのウイルスを、7種ではこれらにレプトスピラが2種類、8種では7種にコロナウイルスあるいはレプトスピラをもう1種を加えたもの、9種はその全部を指します（表2）。

医療機関で補助犬を受け入れる際には、人獣共通感染症であり届出伝染病に指定されている「レプトスピラ」についての十分な予防が必要となります。社会参加をする補助犬にはレプトスピラ3種（*L. interrogans* serovar *icterohaemorrhagiae*, *copenhageni*, *L. interrogans* serovar *canicolla*, *L. interrogans* serovar *hebdomadis*）の入った混合ワクチンを接種することが望ましいと考えられます。

これらのワクチン接種についてはすべてのペットに実施されているわけではありません。使用者が補助犬を同伴して社会参加をし、補助犬の健康管理責任と社会における公衆衛生的責任を果たす目的で行っているものであることを理解しましょう。ワクチンアレルギーにより特定のワクチン接種が不可能な犬もあります。

■日本におけるレプトスピラ症の血清型

icterohaemorrhagiae (ワイル病) *copenhageni* (ワイル病)
autumnalis (秋疫A症) *hebdomadis* (秋疫B症) *australis* (秋疫C症)
canicola (イヌ型レプトスピラ症)
pyrogens, javanica, grippotyphosa, kremastos

b. その他の予防

イヌ糸状虫症（フィラリア）の対策として、補助犬に定期的な予防を行っています。また、内部外部寄生虫について定期的に検査をし、必要に応じて駆虫をするなどの治療を行っています。

c. 定期健康診断

補助犬は、身体検査、糞便検査、尿検査、血液検査、血液生化学検査などの定期検診を年1回以上受けることになっています。

表1 犬から感染する可能性のある疾病

病名	病原体	感染経路	イヌの症状	ヒトの症状
狂犬病	狂犬病ウイルス rabies virus	感染犬による咬傷	興奮期には外的刺激に過敏となり何にでも噛みつく。流涎が著明。末期には痙攣発作を繰り返し死亡。この時期を耐過しても麻痺を生じ、結局死亡する。	発症初期は求心性の知覚過敏、頭痛。次いで、疼痛を伴う嚥下障害のため飲水ができなくなる(恐水症)。さらに幻覚、錯乱、運動失調から昏睡に陥り死亡する。
レプトスピラ症	<i>Leptospira</i>	保菌動物(野生げっ歯類)が尿中に排泄する菌に汚染された水あるいは直接尿に触れて、口腔粘膜や皮膚の傷口から侵入して感染。		-----
ワイル病	<i>L. interrogans</i> 血清型 <i>icterohaemorrhagiae</i> および <i>copenhageni</i>	↑	黄疸、発熱、元気減退、嘔吐、下痢、口内炎	頭痛、筋肉痛を伴う高熱で発症し、黄疸・出血傾向・蛋白尿を起こし、重症化しやすい。
秋疫	<i>L. interrogans</i> 血清型 <i>autumnalis</i> , <i>hebdomadis</i> , <i>australis</i>	↑	尿毒症、発熱、元気減退、嘔吐、下痢、口内炎	悪寒、発熱、頭痛、全身倦怠感、眼球結膜充血、筋肉痛、腰痛
イヌ型レプトスピラ症	<i>L. interrogans</i> 血清型 <i>canicola</i>	↑	嘔吐、下痢、血色素尿、重症例では脱水症状を起し死亡することもある	↑
細菌性腸炎				
	<i>Campylobacter jejuni</i>	イヌの腸内に常在菌として存在。ヒトには病原菌に汚染された生あるいは加熱不十分な食品を介して経口感染する。	通常無症状。仔犬では下痢を見ることもある。	発熱、嘔吐、下痢、腹痛
	<i>Yersinia enterocolitica</i>	汚染された飲食物の経口摂取。	通常無症状。	発熱、下痢(小児では血便を見ることが多い)、腹痛。免疫抑制状態や鉄過剰状態のヒト、ヘモクロマトーシスでデフェロキサミン治療中のヒトでは敗血症からさまざまな合併症を引き起こすことが多い。
パスツレラ症	<i>Pasteurella multocida</i>	保菌犬の咬傷、口移してエサを与える、あるいは飛沫感染	通常無症状。	局所の皮膚化膿症。稀に敗血症、髄膜炎。糖尿病患者、重度の肝機能障害のある人では重症化しやすい
皮膚糸状菌症	皮膚糸状菌	感染動物との直接接触やタオルなどを介した間接感染。	円形脱毛、紅斑。通常掻痒感は乏しい。	円形～楕円形黄白色ないし灰白色の紅斑。部位によっては脱毛斑を見る。
ヒトイヌ糸状虫症	イヌ糸状虫 <i>Dirofilaria immitis</i>	感染幼虫を持つアカイエカ、コガタイエカ、ヒトスジシマカ、トウゴウヤブカなどの媒介蚊の吸血。感染犬の血液中のミクロフィラリアが媒介蚊内で感染幼虫にまで発育する。	肺動脈から右心室に成虫が寄生する。初期には咳嗽が見られる程度であるが、進行すると、強い咳嗽、運動をいやがり、腹水貯留を見るまでになる。	ほとんどの場合無症状で、集団検診の際に胸部異常陰影(銭形陰影)を指摘されて気づくことが多い。肺癌、肺結核と誤診されることも多い。
エキノコッカス症	<i>Echinococcus multilocularis</i>	《ヒト》感染犬が糞便とともに排出する虫卵の経口感染。ヒトの体内で包虫を形成する。 《イヌ》中間宿主のげっ歯類(肝臓内に包虫を形成している)を経口摂取。	無症状。	感染後数十年で肝障害。放置すると死亡する。

予防法	診断法	治療法	疫学情報 (感染率 / 発生状況等)	感染地域
感染のおそれのあるイヌに近づかない。《ヒト》感染のおそれのあるイヌにかまれたときは発症予防のためただちに抗狂犬病免疫ワクチンと狂犬病ワクチンを投与する。《イヌ》ワクチン接種。	《イヌ》特有の臨床症状から診断。剖検材料を用いた脳組織内ウイルスの分離 (PCRや蛍光抗体法)。《ヒト》当該犬の観察、検査。	《ヒト》なし 《イヌ》なし	日本では昭和32年以降、ヒトの狂犬病も動物の狂犬病も発生の報告がない。	アジア、アフリカ、中南米、北米で発生。特にインドで狂犬病による死亡者が多い。
保菌動物 (ネズミ) の駆除。《ヒト》感染動物の尿で汚染された土や水からの感染を避けるため、直接水や土と接触することを避ける。《イヌ》ワクチン接種 (不活化)。汚染された土や水、感染の可能性のあるネズミ等との接触を防ぐ。	《ヒト》病原体の分離 (発熱期の全血をレプトスピラ培養培地に加え、30℃で数日～2週間静置培養すると暗視野顕微鏡下で病原体が観察できる)。ペア血清を用いた抗体測定。遺伝子診断 (レプトスピラの16S rRNA 遺伝子、鞭毛遺伝子の検出) 《イヌ》抗体検査 (試験管内凝集試験) PCR抗原検査	ペニシリンあるいはテトラサイクリンの投与。重症例では補液等の全身管理が必要。	1970年代年間数十名の死亡報告があったが近年減少傾向。1999年沖縄県八重山諸島にて集団発生報告。15例中 <i>hebdomadis</i> 8、 <i>grippotyphosa</i> 5、 <i>pyrogenes</i> 1、未同定1例であった。2001年国内発生件数は5例 (国立感染症研)。(内訳 <i>autumnalis</i> 1、 <i>hebdomadis</i> 1、 <i>pyrogenes</i> 1、 <i>icterohaemorrhagiae</i> 2) 国外では全世界で流行があり、中南米、フィリピン、タイ等東南アジア、インド、中国等で大流行がある。	全世界。国内では沖縄県で散発的な集団発生例が報告されている。
↑	↑	↑	-----	
↑	↑	↑	-----	
↑	↑	↑	わが国のイヌにおいて、165頭 (2002)、86頭 (2001)、63頭 (2000)、52頭 (1999) の報告が見られる。	
手洗い。充分加熱した食品	糞便培養	1週間程度で自然治癒することが多いが、抗生物質の投与で完治。	腸炎ビブリオ、サルモネラに次いで多い食中毒菌。年間患者数は1500～2600名と推測されている。	
手洗い。充分加熱した食品	糞便培養	アミノグリコシド系、ドキシサイクリン、フルオロキノロン系、ST合剤など	平成10年、3件の発症事例があり、患者総数68名、死者0人。毎年、年間で1～4件 (全食中毒事件の0.0-0.2%)、患者総数1-4人 (食中毒患者総数の0.0%)、死者0人	
過剰な接触を避ける。	検体の細菌培養	ペニシリン系、セフェム系抗生剤	《イヌ》保菌率10～75%	
早期発見して治療。	直接鏡検。真菌培養 (2週間程度かかる)	抗真菌薬の内服と外用。		
媒介蚊を駆除することは困難。《イヌ》定期的な予防内服薬の投与。	《ヒト》CT、胸部X線撮影で銭形陰影を認めるが、癌、結核との鑑別は困難。手術時の組織標本で虫体断端を証明する。《イヌ》末梢血中のマイクロフィラリアを証明。胸部X線撮影で右心室肥大像。	《ヒト》確定診断がつけば治療は不要。 《イヌ》予防薬を定期的に服用することによって感染を防ぐことができる。	《ヒト》1964年から2002年までに254例の肺犬糸状虫症が国内で報告されている。 《イヌ》予防内服が徹底されている地域では感染率は低下傾向が見られるが、地域によっては50%以上の感染率を見るところもある。	
感染犬の早期発見。中間宿主げっ歯類の駆除。	《ヒト》画像診断、免疫診断、生検による病理組織診断。 《イヌ》糞便検査による虫卵の確認。	《ヒト》アルベンダゾール 《イヌ》ヒトに感染を及ぼす危険性が高いので十分注意して駆虫する (プラジカンテル)。	《ヒト》1999年～2001年に届出のあった患者数は40例。 《イヌ》2002年、札幌市内の飼い犬から虫卵が検出された。345頭の糞便検査で4頭が虫卵陽性。	

表2 ワクチンで予防できる犬の感染症

病名 病原体	ワクチンの種類										イヌへの感染経路	
	混合ワクチン											
	パルボ	レプト	2種	3種	5種	6種	7種	8種	9種	狂犬病		
犬ジステンパー Paramyxovirinae Morbillivirus			○	○	○	○	○	○	○	○		ウイルス保有犬の排泄物（鼻汁・尿など）に汚染されたものによる経鼻・経口感染
犬伝染性肝炎 （犬アデノウイルス1型感染症） Adenoviridae Mastadenovirus				○	○	○	○	○	○			ウイルス保有犬の排泄物に汚染されたものによる経鼻・経口感染
犬アデノウイルス2型感染症 Adenoviridae Mastadenovirus				○	○	○	○	○	○			ウイルス保有犬の排泄物に汚染されたものによる経鼻・経口感染
犬パラインフルエンザ Paramyxovirinae Rubulavirus					○	○	○	○	○			ウイルス保有犬の呼吸器飛沫による経鼻・経口感染
犬パルボウイルス感染症 Parvovirinae Parvovirus	○		○		○	○	○	○	○			ウイルス保有犬の排泄物に汚染されたものによる経鼻・経口感染
犬コロナウイルス感染症 Coronaviridae coronavirus						○		△ (レプト3種 のものは 含まれず)	○			ウイルス保有犬の排泄物（主に糞便）に汚染されたものによる経鼻・経口感染
犬レプトスピラ症 <i>L.icterohaemorrhagiae</i> <i>(L.copenhageni)</i> <i>L.canicola</i> <i>L.hebdomadis</i>		○2種 ictero. can.						○2種 ictero. can.	○3種 全て			保菌動物（野生げっ歯類）が尿中に排泄する菌に汚染された水あるいは直接尿に触れて、口腔粘膜や皮膚の傷口から侵入して感染。
狂犬病 Rhabdoviridae Lyssavirus										○		感染犬による咬傷

参考として・・・ ワクチン接種の時期・・・ 母親譲りの免疫（移行抗体）が高く残っている場合は、移行抗体がなくなる頃を見計らって何回かのワクチンを接種することになります。この時期は個々の子犬によっても異なりますし、また感染の危険性も地域によって異なります。事業者または使用者が獣医師に相談して最適なワクチン接種プログラムを選ぶことになりますが、ワクチンによる免疫は一生続くものではありませんので毎年1回の追加接種が必要です。

イヌの症状	イヌの診断法	イヌの治療法	感染地域	ヒトへの感染の可能性、及びその感染経路
発熱、元気・食欲減退、眼や鼻の水様性～膿様分泌物、嘔吐、下痢、硬臍病、咳、脳炎症状は予後不良	血液・排泄物の抗原検査、ペア血清中の中和抗体検査、PCR抗原検査			
犬ジステンパーの初期症状と混同しやすい。弱齢犬の死亡率は高い。腹部圧痛（肝炎）、元気・食欲減退、突然の発熱、嘔吐、下痢など。回復初期には角膜混濁（ブルーアイ）が見られる。	中和抗体検査			
数日から数週間持続する乾咳（いわゆるケンネルコフ）、元気減退、発熱、鼻汁、肺炎、扁桃炎	中和抗体検査	抗生物質の投与と対症療法	日本全土	なし
数日から数週間持続する乾咳（いわゆるケンネルコフ）、元気・食欲減退、発熱、鼻水、扁桃炎、気管・気管支炎、他のウイルスやマイコプラズマとの混合感染は重篤化し死亡することもある。	中和抗体検査			
・腸炎型：水様性から出血性の下痢、嘔吐、発熱、元気・食欲減退、汎白血球減少症、抗菌・支持療法を行なわないと予後不良。 新生犬の心筋型：突然死	糞便中のウイルス抗原検査、ペア血清の抗体検査、PCR抗原検査・PCR型別検査			
嘔吐、下痢、元気・食欲減退、発熱、脱水、犬パルボウイルスや細菌の二次感染により重篤化し、死亡する場合も多い。	中和抗体検査、糞便中のウイルス抗原検査			
・黄疸出血型：黄疸、発熱、元気減退、嘔吐、下痢、口内炎 ・カニコーラ型：尿毒症、発熱、元気減退、嘔吐、下痢 ・ヘブドマディス型：尿毒症、発熱、元気減退、嘔吐、下痢、口内炎	抗体検査（試験管内凝集試験）PCR抗原検査		主に西日本、九州、四国、沖縄。関東地方でも発症報告あり	あり、保菌動物の排泄物（主に尿）に汚染されたものによる経口・経皮感染
落ち着かない、暗所に隠れるといった挙動異常を示す前駆期を経て狂躁型または麻痺型を呈して死亡する。	死亡後の病理解剖による脳組織細胞内特異抗原の検出、ネグリ小体の検出（HE、Mann、あるいはSellers染色）、ウイルス分離（マウス脳内接種）、あるいはウイルス特異遺伝子の検出（PCR法）	なし	海外（1957年以降日本国内での発症報告はない）	あり、感染犬による咬傷

ワクチン接種後の注意… まれに、犬の体質によってはアレルギー反応が起こる場合があります。ワクチンを接種した後、数10分から2時間程度は犬を十分に観察し、異常が認められた場合には直ちに獣医師の診察を受けます。またワクチン接種後アレルギーを起したことがある犬は次回接種時には、獣医師によりワクチンの種類を変更する事があります。

(3) 犬の衛生管理

「犬は毛が落ちるから不潔ではないか?」「臭くないのか?」など、従来からある「動物は不潔」という概念や思い込みからくる疑問は、多くの方々及び各種の施設から聞かれます。しかし、ブラッシングやシャンプー、耳の中のチェックや歯磨きなどの日常の手入れや定期的な健康診断を受けていれば、一度に大量の抜け毛が落ちたり、不快な悪臭をさせたりすることはありません。

使用者は補助犬の日常の管理として、毎日のブラッシングと定期的（通常2週間に一度程度）にシャンプーを行っています。また、耳掃除や歯磨き、足の裏を拭くなどの手入れも日常の管理としてすることになっています。

(4) アレルギーへの対応

アレルギーの原因といわれる犬のフケと唾液に対しては、前述の通り、脱毛は最小限になるように、またフケや唾液があちろちらに飛沫することがないように、使用者が衛生管理を行っています。抜け毛対策として、コートなどの胴着を着せている場合もあります。これまで、密室である航空機を含めて、補助犬受け入れによりアレルギー患者が発生した事例は報告がありません。

しかしながら、アレルギーのある来院者にとっては犬が清潔か否かの問題にかかわらず、アレルギーとなる可能性のある犬の存在そのものが精神的に大きな負担となることが考えられます。また現実には犬が清潔であったとしても、個人によってはアレルギー発作の原因となるなどの事態も想定されることから、以下のような対処が必要です。

(5) 安全管理上の注意点

- * 医療機関全体で補助犬の同伴が可能となったことの周知（職員及び来院者に対して）
- * 補助犬の安全性についての説明（医療機関として安全性について確認していることの説明）
- * アレルギーがあることを自己申告していただくお願い
- * 別の場所への誘導

補助犬使用者にとってはアレルギーがある方の存在は確認できません。アレルギーがある方が、犬を見つけたらご自分から犬を避けてくださるか、病院職員に伝えて別の場所への案内を依頼していただくかのどちらかの対応が望ましいでしょう。

- * アレルギーのある来院者、使用者、双方への理解を促す

アレルギーのある来院者には補助犬使用者にとっての補助犬の存在の重要性を、補助犬使用者にはアレルギーのある方にとってのアレルギー症状の生理的・精神的負担の大きさを双方理解していただけるよう、職員の配慮と説明が必要となります。



犬アレルギー対策として、アレルギーのある方、補助犬同伴者、双方への理解を促し、距離をあけるようにします。

4. 補助犬を受け入れるために

補助犬を受け入れるにあたって、医療施設側は想定されるリスクを軽減し事故を防ぐのはもちろんのこと、職員、補助犬使用者、他の来院者の間のもめ事や誤解、対立などを回避するためにも、一定のルールを設け、それを全職員の共通理解とすることが重要です。また、施設の規模や構造などによって規則や体制は異なるため個々の施設内で合意を取りながら、独自のものを作り上げていくことが大切です。

(1) 全職員への受け入れ体制の徹底

病院内すべてにおいて対応のばらつきのないよう、補助犬の受け入れについて徹底した職員教育を行う必要があります。

できれば、院内には「補助犬担当者」を置くことが望ましいでしょう。窓口が一本化されれば、わからないことがあったときや、万が一問題が発生した場合の対応も迅速になり、混乱も防げます。

そのためにも、できる限り受付等の窓口で補助犬使用者が来院したことを把握しておくといよいでしょう。来院の受付をしたところが、補助犬担当職員と連絡できる体制にあれば、職員への周知徹底が円滑になり、問題を最小限にすることができます。

受付職員や病院ボランティアなどに、補助犬使用者の来院から、障害者への補助を含めて付き添ってもらうこともサービスとしては有効でしょう。

(2) 職員教育の留意点

* 補助犬の受け入れは、身体障害者補助犬法に則った対応であり、障害者が医療サービスを受けるための当然の対応であることを共通の理解として深める。

* 補助犬に関する基礎知識（種類や表示、役割、安全性）を啓発教育する。

* 補助犬との接し方、想定される対応（排泄場所への誘導）について検討しておく。

* 仕事中の補助犬の邪魔をしないよう、触ったり声をかけたり気を引いたりしないこと。

（職員は衛生面からも、基本的に補助犬には触れないようにします。必要があって触った場合は、来院者などに対応する前に、必ず石鹸で手洗いをし、消毒をするようにしましょう。）

* 医療職だけでなく、事務、調理、警備、清掃など、各々の担当すべての職員に教育を行う。

* 他の来院者への説明内容を統一する。

(3) 使用者・他の来院者への説明と情報提供

a. 補助犬使用者への案内 — 認定証と健康管理記録の確認

盲導犬はハーネス（胴輪）が目印ですし、聴導犬・介助犬は胴着などに7ページの図1、図2のような表示をつけているので、ふつうのペットとは区別ができます。これらの表示をすることなく、「補助犬」と称して同伴利用を主張しても、法律で決められている規定の表示をしていない犬は補助犬とは認められないので受け入れの義務はありません。

また、使用者本人には認定証の携帯が義務付けられているほか、補助犬の公衆衛生上の安全性を証明する身体障害者補助犬健康管理手帳など健康管理の記録を持っています。確認が必要な場合は使用者に認定証の提示を求めることができます。補助犬を受け入れる際に、「認定証を確認させていただきますか？」と声をかけることは、補助犬使用者に対して失礼にはあたりません。補助犬使用者の来院をみかけたら「補助犬ですね。確認をさせていただきますか？ 本日は受診ですか？ お見舞いですか？」などひと言声をかけてください。

安全管理の面からも、受付などで認定証と健康管理手帳など健康管理の記録の提示を求め、1年以内の獣医師による健康診断と予防接種が済んでいることを確認するのが望ましいでしょう。

b. 補助犬使用者の施設利用について

補助犬使用者の施設利用についての案内は、来院前または来院時にあらかじめ伝えることで混乱を防ぐことができます。特に、ホームページや病院案内、掲示板などにより下記の情報が提供されていると、使用者は予め必要な準備をして来院することができるでしょう。

* 同伴禁止区域とその理由（次項参照）

本人が来院中に利用する可能性がある範囲で伝えます。

* 同伴禁止区域に使用者が行く場合の施設側の対応

補助犬の預かり場所の有無、場所の環境、管理者の有無、使用者からどれくらい離れているか、万が一の対応方法などについて説明します。

* 他の来院者との接触

来院者の状態によっては、直接接しないようお願いする可能性があることを伝えます。次のような来院者がいる病室、診察室または検査室、待合室には補助犬の同伴をご遠慮いただくこともあることを説明しましょう。

- ・ 犬にアレルギー症状を訴える来院者
- ・ 免疫不全状態または隔離が必要な感染症に罹患している受診者
- ・ 犬に対して恐怖心のある受診者
- ・ 結核等の飛沫感染の可能性のある感染症患者
- ・ 面会にガウンテクニックが必要な入院患者

c. 他の来院者への説明

* 補助犬法に則ったことであり、障害者の方も等しく医療を受け健康な生活を送るための受け入れです。ご理解とご協力をお願いいたします。

* 補助犬は適切な健康管理と予防対策を講じられた犬であり、使用者がきちんと行動管理をしているので、迷惑をかけるようなことはありません。

* 補助犬は家を出たらいつでも仕事なので、触ったり声をかけたり気を引いたりせずに、そっと見守っていただきますようお願いいたします。

* 補助犬による迷惑行為にお気づきの方は職員にお知らせください。また、何か問題がありましたらお申し出ください。

* 犬のアレルギーがある方は、その旨を遠慮せず職員にお知らせください。また、何か問題があればお申し出ください。

d. 他の来院者への啓発の方法

施設内にステッカーやポスターなどを掲示することは、来院者の啓発に大変有効です。その際には説明事項を簡潔に書くとよいでしょう。

全職員への受け入れ体制を徹底させ、チラシやポスターなどを有効に活用して、他の来院者へ理解を呼びかけます。





チラシ・ポスター例

身体障害者補助犬 (盲導犬・介助犬・聴導犬)は 同伴することができます。



身体障害者補助犬は、

目や耳や身体に障害のある方の生活を支えるために
特別に訓練された犬で、身体障害者補助犬法で認められています。
咬んだり、吠えたり迷惑をかけることのないように訓練されていますし、
衛生管理や行動についても使用者により適切な管理をされています。
当院でも法律に則り、感染および衛生管理上または業務上、
同伴を禁止している区域以外は、
補助犬を同伴しての受診、お見舞い、検査等を受け入れております。

補助犬の行動管理等はすべて使用者の方が責任を持ってさせていただきます。

院内で見かける補助犬は常に仕事中心で待機中ですので、
触ったり声をかけたり気を引いたりせず、
そっと温かく見守っていただきますようお願い申し上げます。

- 下記のようなことがありましたら、職員までお知らせください。
 - ・犬アレルギーがあるので近くにいたくない
 - ・補助犬による迷惑行為があった
- そのほか、何かご質問、問題がありましたら、職員にお申し出下さいませ。

皆様のご理解をよろしくお願い申し上げます。

* ペット動物の同伴はお断りしております。補助犬はペットではありません。

(4) 受け入れ体制（施設設備関係の設定）

a. 同伴禁止区域とその対応方法

原則：同伴可 禁止：例外—公衆衛生上な理由がある場合

補助犬法は、補助犬使用者が利用する場所は原則的には同伴可能と定めています。同伴を禁止できるのは、公衆衛生上理由がある場合のみです。医療機関において同伴禁止が適当と考えられる区域は、下記に例示するようなガウンテクニックを要するような区域などです。それ以外の診察室や透析室などの場所は原則、同伴可能区域です。

■同伴禁止区域 △は検討

代表的区域は下記のとおりですが、病院によって特殊な施設や機関がある場合は、個別に検討をする必要があります。ただし同伴を断る場合は、「よほどの理由が」あるときのみですので、その理由を使用者に的確に説明します。

*手術室	△レントゲン室
*集中治療室	△検査室
*無菌室	△生理機能検査室等の特殊検査室
*隔離室	△CT, MRI等の特殊検査室
*調理室	
*感染症病棟・診察室	

レントゲン室等への同伴は、犬の健康管理上、使用者が希望しない場合があります。

同様に、補助犬自身が感染を受ける可能性と補助犬が病原体を区域外に運び出す可能性が考えられる場合も、同伴不可とすることは考えられます。使用者が診察室などで処置を受ける場合なども、時間がかかる場合、処置の間使用者が補助犬の管理ができなくなる場合は、予めかかる時間と内容を使用者に伝えて補助犬を診察室内で待機させるか、下記のような方法のどれを選択するかの判断を仰ぎましょう。

また、原則としては同伴可能でも、免疫抑制剤などにより免疫力が低下している患者さんが入院していることから同伴を遠慮していただく必要がある場合も考えられます。

検査室、診察室についての対応は、感染管理上ではなく、検査室のスペースと他の来院者、検査の実施状況上、犬を待機させる場所があるか否かなどにより検討して使用者に伝えます。

同伴禁止区域では、予め区域ごとの対応方法を定めておく必要があります。

■補助犬同伴ができない場合の対処方法

同伴禁止区域では、補助犬の扱いが問題になります。基本的には、補助犬は使用者の目の届く範囲の距離で邪魔にならない場所があれば、そこで待機することが可能なように訓練されています。しかし、その場所が狭くて同伴できない場合は、どのような場所に待機させるか、施設側の意向を伝え、使用者と相談してください。待機についての判断は、使用者に任せます。同伴禁止区域については、あらかじめ使用者に説明しておくことが望ましいでしょう。事前に同伴禁止区域に入らなければならないことがわかっているならば、使用者は補助犬を同伴しないで来院するという選択肢も検討できます。

同伴ができない場合の対処方法には次のようなものがあります。

- 1) 補助犬を同伴者または家族などに預けて同伴可能区域内で待機させる
- 2) 医療機関職員が一時的に補助犬を事務室などで預かる
 - *万が一の事故の発生に備えて補助犬使用者に承諾書を書いていただくことも検討が必要です。
- 3) 使用者が予め補助犬を同伴せずに来院する

b. その他

■透析室

盲導犬使用者が透析を受けている場合は少なくありません。透析中、盲導犬はおとなしく待機することができますし、健康管理も衛生管理も徹底しているため、基本的には衛生上の問題や迷惑になることはないと考えられます。使用者は往復の行程で盲導犬が必要ですので、透析に同伴できないとなると通院の行程について介助者を確保するなどの対処が必要となりますし、週2～3回数時間以上も使用者と離れることでの信頼関係への影響も懸念されます。通常の透析場面では、基本的に盲導犬や他の補助犬を同伴することはなんら問題ないと考えられます(40ページのREPORT参照)が、免疫不全症など補助犬と同じ部屋にいただけでも健康上のリスクがあると想定される患者の緊急透析が必要となった場合には、同伴が困難となるのが考えられます。

透析室ではそのような緊急事態が考えられることを、予め補助犬使用者に伝えておくことが必要でしょう。そして、その場合、透析室内以外、あるいは室内のどこか離れたリスクがない場所を用意できるかを検討し、どのような場所に待機させることができるかを使用者に伝えます。

そこに待機させて透析を受けるか、待機場所として納得できず自宅に犬を置いて透析室に来るか、同伴者を連れてきて同伴者に犬を見てもらうかは、使用者の判断に委ねます。盲導犬使用者には、待機場所についてどれくらい使用者がいる場所と離れているか、人通りがある場所か、屋外か屋内かなど詳しく状況を説明して、確認をとりましょう。

どうしても透析室内に同伴できないと判断される場合は、その理由(ベッドとベッドの間および部屋が狭くて補助犬が横たわってはいは透析作業に支障をきたす。緊急に免疫不全患者が入室して透析を行っている、など)を使用者にわかるように説明をします。使用者が指定された特定の場所で透析を受けることについての支障がないならば、なんら問題はないと思われます。

■待合室

不特定多数の来院者が集まる待合室では、補助犬使用者のための特別な場所を指定しておくかどうかについて検討します。補助犬使用者のための優先席を設けることで、犬嫌いやアレルギーの他の来院者と距離をあげることができます。かといってあまり厳密に指定してしまうと、使用者に疎外感や居心地の悪さを与えることにもなります。待合室のスペースなども考慮して対策を講じるようにします。別の場所で待機してもらう場合、職員が呼びに行く、院内放送で呼ぶ、ポケットベル等で知らせるなどの方法が考えられます。聴導犬使用者にはバイブレーター機能のあるポケットベルを利用したり、聴導犬がどのような呼びかけ音を使用者に伝えるよう訓練されているかを確認して連絡方法を決めるなどの配慮が必要でしょう。



待合室以外でお待ちいただく際は、ポケットベル等で確実に呼び出せるようにします。聴覚障害者の場合も、バイブレーター機能のあるポケットベルなどで対応が可能です。

■土足禁止区域

土足禁止の場所に入る際は、補助犬使用者が犬の足を拭いて入ります。基本的には使用者本人が行いますが、介助犬使用者は使用者自身で犬の足を拭くことができない場合もあります。使用者から依頼されたときには手伝います。

■エレベーター

「補助犬不可」のエレベーターを設定するかどうかについて検討します。エレベーターが何基かある場合は、衛生面やアレルギーのある来院者へのひとつの対策にはなります。しかし、台数が少ないのに制約を作ってしまうと、使用者にとって不自由な事態をまねくことにもなりかねません。

■排泄場所

補助犬は定時に、または指示に従って排泄するよう訓練を受けています。特に外出する際には出かける前に排泄を済ませています。しかしながら、来院までに時間を要したり、診察、検査、面会などに時間がかかる場合もあるため、排泄場所を使用者の意見を参考にしながら、院内でいくつか想定しておくことが望ましいと考えられます。想定する場所としては、その場所の案内を依頼された場合は、「どのような場所にご案内すればよろしいでしょうか？」と直接、使用者に尋ねます。排泄場所は個々に異なりますが、「土や植え込み、草」「アスファルトやコンクリート」「車椅子用トイレ（下にはペットシートを敷く）」などがよく使われます。あらかじめ、近くにそのような場所がどこにあるか、確認しておきましょう。コンクリートで水が流せる場所（水道が近くに設置されている等）、車椅子用トイレでペットシートが広げられる場所、土や草が生えているところ、植え込み等が望ましいと思われれます。場所については、口頭でご案内するか、可能であれば現地までご案内するようしましょう。衛生面や臭いの問題等を考慮して予めいくつか想定しておき（大きな施設では複数指定しておく必要があります）、どのような場所への案内が必要かは個々の使用者に尋ね、案内します。

可能であれば補助犬使用者、補助犬が濡れないようひさしや屋根を設け、視覚障害者のためには誘導ブロックを敷設するとよいでしょう。

5. 補助犬使用者への対応

まずは声かけから—「何かお手伝いしましょうか？」

補助犬使用者への接し方は、基本的に各障害者への対応姿勢ができていれば、それほど特別なことはありません。また逆に、補助犬がいるから使用者に何も援助をする必要がないということでもありません。

障害者への通常の対応と同じように、はじめに「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけてください。受け入れ側があれこれ気をまわしすぎて余分なことをすると、かえって使用者の方に大きな負担をかけることとなります。必要な援助内容を尋ねて、依頼されたことをお手伝いします。

基本的に、補助犬に対して特別な援助は必要ありません。使用者と外出しているときの補助犬は常に仕事（または仕事待機中）なので、むやみに触ったり気をひいたりしないように注意しましょう。

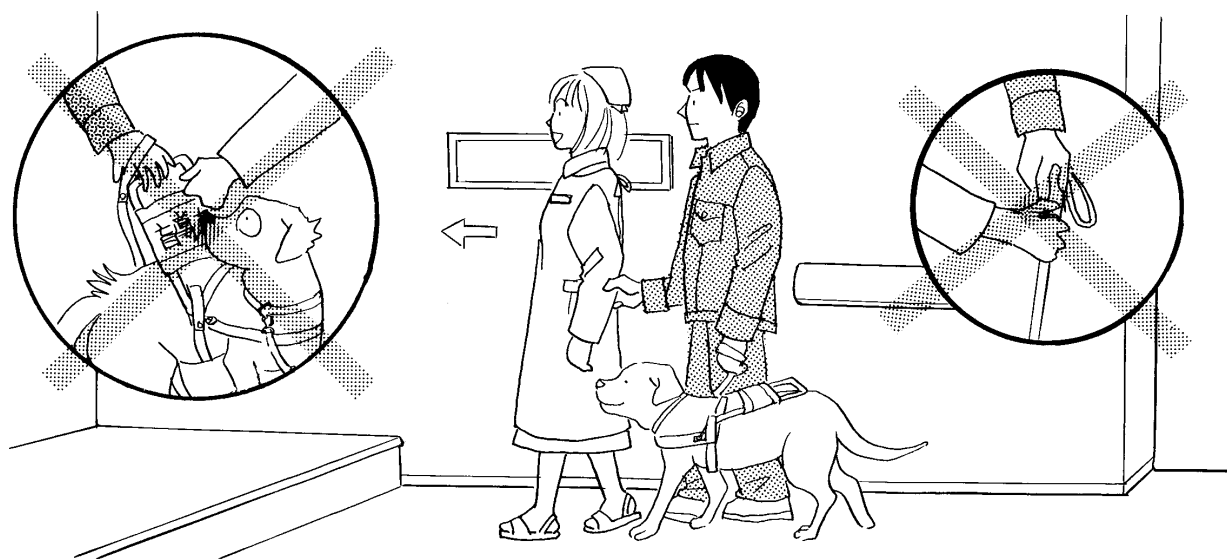
(1) 盲導犬使用者・視覚障害者への対応

盲導犬が率先して使用者の道案内をしているように見えますが、実は使用者の指示に従って誘導しています。そのため、新しい場所では道案内はできません。ですから、視覚障害者の方は盲導犬を連れていても、新しい場所では誘導のサポートを必要とすることもあります。お手伝いが必要かどうかは、本人に確認しましょう。

■視覚障害者の誘導

「病院のスタッフですが、お手伝いしましょうか？」と尋ね、どのように誘導すればよいかを確認します。通常、介助者は視覚障害者の半歩前に立ち、肘を差し出してつかまっただかくか、声で誘導します。手を引いたり、後から押したり、ハーネスや白杖などを引いたりしないでください。

「あちら、こちら」「もう少し、もうちょっとで」といったあいまいな表現は避け、「段差があります」、「右に曲がります」「階段です。上がります。」と具体的な言葉でご案内します。狭い場所を通る際はあらかじめ狭くなることを伝え、視覚障害者が後方に一列に並べるように、肘を後ろに移動させるか、手を肘から背中に移動させます。狭い場所を通過したら腕を元の位置に戻します。



誘導は、ハーネスや白杖をもたず、肘につかまっただきます。

(2) 聴導犬使用者・聴覚障害者への対応

聴覚障害は見た目では気づきにくいのですが、聴導犬を連れていけば聴覚障害者であることが認識できます。呼び出しの際などに、名前を呼ばれたことを教える聴導犬、名前の代わりにベルなどの音に反応して知らせるよう訓練された聴導犬などさまざまな方法で呼び出しが可能となります。しかし、呼ばれたことに気がつかないために聴覚障害者が順番に気がつかない例も多々見受けられます。

バイブレーター機能付きの携帯電話やポケットベルの利用など、確実に呼び出しができるような工夫を心がけましょう。

■聴覚障害者との会話

サポートが必要かどうか、声をかけるときの方法には、手話、筆談、口話などがあります。口話は、口をはっきりあけてゆっくり話す方法で、これによって意志の疎通ができる場合もあります。このとき、聴覚障害者は相手の唇の動きを読みとるので、下を向いて話したり、マスクや手で口を覆ったりすると話話できません。また、手話ができなくても、身振りや数字などを指で表すだけでも、聴覚障害者とのコミュニケーションの助けになります。どのような方法で伝えるのがよいかは、本人に確認しましょう。



口話は、唇の動きがよく見えるように
向かい合って、
口をはっきり開けてゆっくり話します。

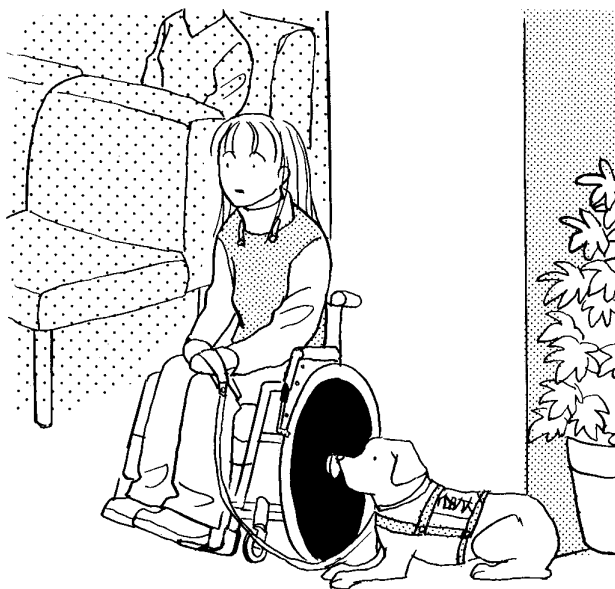
(3) 介助犬使用者・肢体不自由者への対応

エレベーターのボタンを押す、段差を越えるなど、介助犬が補助できる動作もありますが、介助犬では越えられない高い段差や、届かない場所では、サポートが必要になる場合もあります。

■肢体不自由者の誘導

誘導する際の移動の経路は段差がないところを選びます。また、トイレは車椅子専用以外にも、手すりがあり、少し広めの洋式トイレであれば、杖歩行の方や一部の車椅子利用者でもご利用いただけます。車椅子にも様々な種類や大きさがあるので必要な幅については一概には決められません。幅を尋ねられたときに迅速にご案内できるように、廊下や種々の通路の幅、トイレ等の扉の幅などはあらかじめ確認しておきましょう。

待合室などで、車椅子利用者が介助犬と共に待機する場所を確保することが困難な場合は別の場所に案内してください。この場合、順番の待機などが確実に出来るよう、連絡用の携帯電話やポケットベルなどの連絡方法を徹底しておく必要があります。



使用者と介助犬が安全かつ安心して
待機できる場所を確保します。

6. 問題とその対処

(1) 相談窓口

もしも、補助犬を受け入れたことで問題（トラブル）が発生した場合は、その原因が何であったかを適切に分析し、すみやかに対処しなければなりません。また、今後のためにも、問題はそのままにしないで、きちんと報告し、検討を重ねて解決を図ることが求められます。そこで、施設内に補助犬担当者を配置するとともに、問題が発生した場合速やかに対処するため手順を決めておくことが望ましいでしょう。

問題の報告は、正しく補助犬が啓発され周知されていくためにも大変重要な問題です。

また、下記のような補助犬に関する外部の相談窓口を各部門・職員へ知らせておくことは、受け入れにともなう問題を避けるためにも、さらに問題発生時に適切な対処をするためにも有効です。これらの外部相談窓口は、補助犬使用者やその他の来院者にもわかるよう施設内に掲示することで表面化する前に問題に気づき、予防につながります。また、補助犬についての啓発にも役立ちます。

*各都道府県・政令市 障害福祉担当課

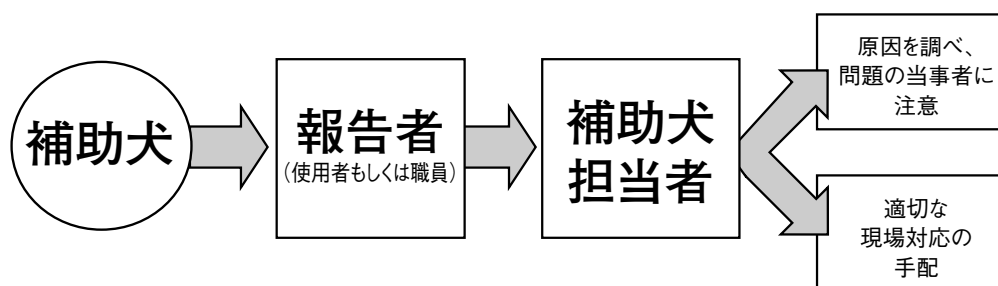
*その補助犬を認定した指定法人、または訓練事業者

*厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課社会参加推進室／TEL03-3595-2097

*日本介助犬アカデミー／TEL0422-76-2544 E-MAIL：info@jsdra.jp

または介助犬・補助犬110番（介助犬・補助犬トラブル等専用窓口） 110@jsdra.jp

(2) 問題（トラブル）への対処方法



a. 排泄・嘔吐等によるトラブルへの対処

急に補助犬の体調が不良となったことなどが原因で、トラブルが起こることは考えられます。汚物は、迅速に使用者または使用者に依頼された人が片づけます。検体として必要があることも考えられるので、担当者に報告されるまでビニール袋などに入れて保存しておくようにします。

使用者が（特に盲導犬使用者が）排泄等気がついていない場合には、注意を促します。

使用者または気がついた来院者が近くの職員に報告、職員が現場を確認（必要に応じて片づけて）消毒し、補助犬担当者に報告

↓

担当者は

- ①現場を確認した職員から状況と消毒方法の確認を取り、記録しておく
- ②念のため、感染症管理担当に連絡
- ③使用者への聞き取りなどにより原因を調べ、使用者やその補助犬の育成団体に再発防止の注意をする。排泄物の性状（下痢便か普通便か）、補助犬の健康状態、周囲の状況などを詳細に聞き取りしておく。

↓

外部窓口に報告

排泄物処理、または消毒時は必ず手袋を着用し、石鹸による手洗い、手指消毒を徹底します。

排泄物の処理方法

尿：拭き取り後、拭き取ったものは廃棄し、汚染部をアルコール消毒後、床などはよく乾燥させます（レプトスピラ予防）。

便：通常は使用者または同伴者が片づけます。不十分であればよく拭き取り、拭き取ったものは廃棄。汚染部をアルコール消毒（*Campylobacter* などの常在菌予防）後、床などはよく乾燥させます（寄生虫感染予防）。

下痢便の場合はアルコールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム液で消毒し（多量の食中毒起炎菌、ジアルジア栄養型予防）、拭き取った布類は廃棄することを基本とし、80℃以上の洗剤入りの湯で十分洗うか煮沸または高圧滅菌消毒（寄生虫卵感染予防）、または1%の次亜塩素酸ナトリウム液に5分以上浸します（細菌感染予防）。

b. 犬の行動によるトラブルへの対処

<例1> 医療用器具を補助犬が舐めた！

使用後高圧滅菌するような器具であれば、使用済みとして処理します。点滴台などの大きな器具は、汚染部をアルコール消毒あるいは3%クレゾールで消毒し、十分乾燥させます。その後、職員は十分石鹼で手洗いをし、手指消毒します。使用者が器具を舐めたことに気がついていない場合も考えられますので、舐めたことを説明して注意を促します。

<例2> 補助犬が待機している(伏せている)のが通行の邪魔になっている

盲導犬使用者の場合は、気をつけているつもりでも気がつかずに邪魔になる場所に待機させてしまっていることも考えられます。「尻尾が通路の真ん中にきているので、もう少し前に移動させてください。」など、どのようになっているからどうしてほしいということを使用者に伝えましょう。

聴導犬使用者が、聴導犬が何かに当たって痛くてキャン！などと鳴いたことに気がつかないこともあります。その場合も、使用者に伝えてください。

(3) 他の来院者とのトラブルを避けるために

a. 他の来院者からの苦情への対処

他の来院者「なんで犬がいるの？ ここは病院だからペット同伴は禁止のはずよ」

職員「この犬はふつうのペットではなく、介助犬（盲導犬・聴導犬）という身体障害者の方の手助けをする身体障害者補助犬です。補助犬同伴での来院は、身体障害者補助犬法という法律に則ってご案内しています。きちんと衛生管理などもされていますし、ご迷惑をおかけすることはございませんのでどうぞご理解いただけますよう、お願いいたします。」

他の来院者「犬って吠えたり、咬んだりするからいやなのよ。本当に大丈夫？」

職員「補助犬は使用者の方が責任をもって管理しています。また、公の場所でも迷惑をかけることのないようしっかりと訓練を受けていますし、健康管理も徹底しています。」

他の来院者「まあ、とってもかわいい犬。頭を撫でてあげようかしら。」

職員「申し訳ございませんが、ただいま、この補助犬は工作中です。仕事に集中するために温かく見守っていただけますよう、お願いいたします。」

他の来院者「私、犬が苦手なの。アレルギーもあるし。」

職員「補助犬と接近することが心配などの不安は気軽にお申し出ください。双方に不快な思いをしていただかないように、場所を考えてご案内します。」

※

他の来院者と補助犬同伴者との問題を避けるためには、補助犬についての説明をしっかりとすることが何より大切です。また、他の来院者が補助犬使用者に直接苦情を言い、お互いに不愉快な思いをすることのないよう、職員が間に入って説明をすることが望ましいでしょう。

b. その他の問題

使用者が緊急入院になった！ 同伴者がいない!!

家族、訓練事業者または指定法人に連絡し、補助犬を引き取りに来ていただきます。一切連絡が取れない場合は、都道府県の障害福祉課に使用者名と補助犬名を告げ、訓練事業者または指定法人との連絡をしてもらいます。

(4) 犬から感染する感染症の発生があった場合

a. 犬から感染する可能性のある疾病の発生時の対処

補助犬にぬれ衣が着せられないためにも、感染経路を十分に調査し、明らかにする必要があります。これは事後措置のためにも大変重要です。

また、以下の感染症発症については、保健所への届出が必要です。

■医師が診断後直ちに保健所に届出を行う新4類感染症（犬由来の可能性のあるもののみを抜粋）

エキノコックス症 Q熱 狂犬病 レプトスピラ症 ブルセラ症 ライム病

■医師が診断後7日以内に保健所に届出を行う新5類感染症（犬由来の可能性のあるもののみを抜粋）

アメーバ赤痢 クリプトスポリジウム症 ジアルジア症

感染症新法第13条 動物由来感染症の全数把握のため、獣医師は保健所長を経由して都道府県知事に届出を行わなければなりません（新5類感染症は対象外）。感染発生の際は因果関係を調べるために、診断医は動物の検査を行うよう獣医師とも連絡を取る必要があります。

補助犬による感染の可能性がある場合は、使用者は補助犬の検査を迅速に行い、健康管理状況を調べ、迅速に原因を調べて対応しなければなりません。使用者にも感染の可能性と検査の必要性などを伝えてください。

7. 資料

(1) 身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬法（法律第四十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 身体障害者補助犬の訓練（第三条―第五条）
- 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性（第六条）
- 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等（第七条―第十四条）
- 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等（第十五条―第二十条）
- 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等（第二十一条―第二十四条）
- 第七章 罰則（第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

第二章 身体障害者補助犬の訓練

（訓練事業者の義務）

第三条 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を営む事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。

2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。

第四条 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。

（厚生労働省令への委任）

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）は、その管理する旅客施設（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等（車両、自動車、船舶及び航空機をいう。）を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

第九条 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

第十条 事業主（国等を除く。）は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

第十一条 住宅を管理する者（国等を除く。）は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

第十二条 この章に規定する施設等（住宅を除く。）の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

第十三条 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であって、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であって、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であって当該指定法人に申請があったものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

- 2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなったと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、

妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定（介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。）は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

最近における身体障害者の自立及び社会参加の進展に伴い、日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行う犬が果たす役割が重要になってきていることにかんがみ、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ることにより、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与するため、訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(2) 同施行法

○厚生労働省令第百二十七号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第五条、第十二条、第十五条第一項及び第二十条並びに附則第三条の規定に基づき、身体障害者補助犬法施行規則を次のように定める。

平成十四年九月三十日

厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者補助犬法施行規則

（盲導犬の訓練基準）

第一条 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する訓練のうち盲導犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる歩行誘導訓練は、並行して行うことができる。

一 基礎訓練（視覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者であって盲導犬を使用しようとするもの（以下「盲導犬使用予定者」という。）がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。）

二 歩行誘導訓練（盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、道路の通行及び横断、階段の昇降、不特定かつ多数の者が利用する施設等の利用等を安全に行うための歩行誘導を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。）

三 合同訓練（盲導犬使用予定者が盲導犬とするための訓練を受けている犬（ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。）に指示をして、基本動作及び歩行誘導を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。）

イ 盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練

ロ 盲導犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練

ハ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導

ニ 盲導犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理に関する指導

ホ 盲導犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する施設等に同伴する訓練

2 前項第二号に掲げる歩行誘導訓練については、盲導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、盲導犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。

3 盲導犬訓練事業者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業を行う者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ福祉サービスを提供する者その他の関係者（以下「福祉サービスを提供する者等」という。）の協力を得なければならない。

4 盲導犬訓練事業者は、育成した盲導犬の健康状態並びに基本動作及び歩行誘導の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

（介助犬の訓練基準）

第二条 法第三条第一項に規定する訓練のうち介助犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる介助動作訓練は、並行して行うことができる。

一 基礎訓練（肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者であって介助犬を使用しようとするもの（以下「介助犬使用予定者」という。）がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。）

二 介助動作訓練（介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補助する介助動作を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。）

三 合同訓練（介助犬使用予定者が介助犬とするための訓練を受けている犬（ハからホまで及び次項において「訓練犬」と

いう。)に指示をして、基本動作及び介助動作を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)

- イ 介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練
- ロ 介助犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練
- ハ 介助犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導
- ニ 介助犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理に関する指導
- ホ 介助犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する施設等に同伴する訓練

2 前項第二号に掲げる介助動作訓練については、介助犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、介助犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。

3 介助犬訓練事業者（身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する介助犬訓練事業を行う者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ身体障害者更生援護施設その他の福祉サービスを提供する者等の協力を得なければならない。

4 介助犬訓練事業者は、育成した介助犬の健康状態並びに基本動作及び介助動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

（聴導犬の訓練基準）

第三条 法第三条第一項に規定する訓練のうち聴導犬に係るものは、次に掲げる訓練により行わなければならない。この場合において、第一号に掲げる基礎訓練及び第二号に掲げる聴導動作訓練は、並行して行うことができる。

一 基礎訓練（聴覚障害により日常生活に著しい支障のある身体障害者であって聴導犬を使用しようとするもの（以下「聴導犬使用予定者」という。）がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとることができるようにするための基本動作の訓練をいう。)

二 聴導動作訓練（聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じ、ブザー音、電話の呼出音、その者と呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う聴導動作を確実に行うことができるようにするための訓練をいう。)

三 合同訓練（聴導犬使用予定者が聴導犬とするための訓練を受けている犬（ハからホまで及び次項において「訓練犬」という。）に指示をして、基本動作及び聴導動作を適切に行わせることができるようにするための次に掲げる訓練及び指導をいう。)

- イ 聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助に応じた訓練
- ロ 聴導犬使用予定者の屋内外の生活環境に応じた訓練
- ハ 聴導犬使用予定者に対する訓練犬との意思疎通の手段の指導
- ニ 聴導犬使用予定者に対する訓練犬の飼育管理、健康管理その他の管理に関する指導
- ホ 聴導犬使用予定者が訓練犬を不特定かつ多数の者が利用する施設等に同伴する訓練

2 前項第二号に掲げる聴導動作訓練は、聴導犬使用予定者の障害の状況及び必要とする補助についての正しい評価に基づいて作成された訓練計画により行うとともに、聴導犬使用予定者と訓練犬との適合性の評価をできる限り早期に行わなければならない。

3 聴導犬訓練事業者（身体障害者福祉法第四条の二第十二項に規定する聴導犬訓練事業を行う者をいう。以下同じ。）は、前項に規定する訓練計画の作成及び適合性の評価その他第一項各号に掲げる訓練を行うに当たって、医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者との連携を確保するとともに、必要に応じ手話通訳者その他の福祉サービスを提供する者等の協力を得なければならない。

4 聴導犬訓練事業者は、育成した聴導犬の健康状態並びに基本動作及び聴導動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求め、その障害の状況及び必要とする補助、屋内外の生活環境等の変化に対応するための補充訓練、追加訓練その他の再訓練を継続的に行わなければならない。

（身体障害者補助犬の表示）

第四条 法第十二条第一項の規定による表示は、様式第一号により身体障害者補助犬の胴体に見やすいように行わなければならない。

（法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類）

第五条 法第十二条第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に

関する次に掲げる事項を記載した書類（以下「身体障害者補助犬健康管理記録」という。）及び第九条第五項の規定により交付された身体障害者補助犬認定証その他身体障害者補助犬であることを証明する書類とする。

- 一 身体障害者補助犬の予防接種及び検診の実施に関する記録（予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならない。）
- 二 前号に掲げるもののほか、身体障害者補助犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録（指定の申請手続）

第六条 法第十五条第一項の規定による指定を受けようとする者は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- 二 事業計画書、収支予算書、財産目録及び貸借対照表
- 三 役員の氏名及び住所並びに略歴を記載した書類
- 四 身体障害者補助犬の訓練を目的とする法人にあっては、訓練を行う者の氏名及び訓練に関する実績を記載した書類
- 五 身体障害者補助犬の研究を目的とする法人にあっては、研究者の氏名及び研究に関する実績を記載した書類
- 六 法第十六条に規定する認定の業務（以下「認定業務」という。）の実施に関する規程
- 七 次条第五号に規定する審査委員会の運営に関する規程並びに委員の氏名及び略歴を記載した書類
- 八 次条第六号に規定する苦情の解決のための体制の概要（指定の基準）

第七条 法第十五条第一項の規定による指定は、身体障害者補助犬（介助犬及び聴導犬に限る。以下同じ。）の種類ごとに、次に掲げる基準に適合している者について行う。

- 一 適正な法人運営がなされていること。
- 二 身体障害者補助犬の訓練の業務（第二条第一項第三号又は第三条第一項第三号に掲げる合同訓練のみを行うものを含む。）又は研究の業務を適正に行っていること。
- 三 認定業務を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 四 身体障害者補助犬の訓練の業務その他認定業務以外の業務を行うことにより認定業務が不公正になるおそれがないこと。
- 五 認定業務を適切かつ確実に行うために必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会が置かれていること。
- 六 苦情の解決のための体制が整備されていること。（認定の申請手続）

第八条 法第十六条第一項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、様式第二号による申請書を法第十五条第二項に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る身体障害者補助犬とするために育成された犬（以下「育成犬」という。）を身体障害者補助犬として使用しようとする身体障害者（以下「当該申請に係る身体障害者」という。）に対し、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳の写し
- 二 当該申請に係る育成犬について避妊又は去勢の手術を行ったことを証明する書類
- 三 当該申請に係る育成犬の訓練について次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練の記録
 - ロ 第二条第二項又は第三条第二項に規定する訓練計画（当該訓練計画を作成した者及び作成に協力した者の署名又は記名押印がなければならない。）
 - ハ 介助犬に係る訓練にあっては、訓練を行った者及び医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者による訓練の総合的な評価
 - ニ 聴導犬に係る訓練にあっては、訓練を行った者及び医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の専門的な知識を有する者による訓練の総合的な評価
- ホ 当該申請に係る育成犬との適合状況についての当該申請に係る身体障害者の意見（認定の方法等）

第九条 指定法人は、認定を行うに当たっては、当該申請に係る育成犬について第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練が適正に実施されていることを確認するため、書面による審査並びに当該申請に係る育成犬の基本動作についての実地の検証及び介助動作又は聴導動作についての実地の確認を行わなければならない。

2 介助犬に係る前項に規定する実地の検証及び実地の確認は、身体障害者補助犬の訓練を行う者（当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く。）並びに医師、獣医師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士その他の必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会で行わなければならない。

3 聴導犬に係る第一項に規定する実地の検証及び実地の確認は、身体障害者補助犬の訓練を行う者（当該申請に係る育成犬の訓練を行った者を除く。）並びに医師、獣医師、言語聴覚士、社会福祉士その他の必要な知識経験及び技能を有する者により構成された審査委員会で行わなければならない。

4 第一項に規定する実地の検証及び実地の確認は、当該申請に係る身体障害者を同伴させ、屋内のほか、不特定かつ多数の者が利用する施設等においても行わなければならない。

5 指定法人は、認定を行ったときは、様式第一号により作成した表示、身体障害者補助犬健康管理記録及び様式第三号により作成した身体障害者補助犬認定証を当該申請に係る身体障害者に交付しなければならない。

6 指定法人は、認定を行ったときは、次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 前項に規定する身体障害者補助犬認定証に記載した認定番号

二 狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）第四条に規定する登録番号

三 身体障害者補助犬の名前、性別及び犬種

四 身体障害者補助犬を使用する身体障害者の氏名、住所及び生年月日

五 身体障害者補助犬の訓練を行った事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

六 認定を行った年月日

（報告の徴収等）

第十条 指定法人は、認定を行った身体障害者補助犬の健康状態並びに基本動作及び介助動作又は聴導動作の状況について、これを使用する身体障害者から定期的に報告を求めなければならない。

2 指定法人は、認定を行った身体障害者補助犬について、法第十六条第一項に規定する能力をあらためて検証する必要があると認めるときは、速やかに実地の検証を行わなければならない。

（認定の取消し）

第十一条 指定法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消さなければならない。

一 認定を行った身体障害者補助犬を使用する身体障害者から当該身体障害者補助犬の使用中止の報告があったとき。

二 前条第二項の規定による実地の検証を行った結果、認定を行った身体障害者補助犬が法第十六条第一項に規定する能力を欠くこととなったと認められるとき。

三 認定を行った身体障害者補助犬を使用する身体障害者の指示に従わず施設等又はこれらを利用する者に著しい損害を与えたときその他明らかに法第十六条第一項に規定する能力を欠くこととなったと認められるとき。

2 指定法人は、法第十六条第二項の規定による認定の取消しを行ったときは、第九条第五項の規定により交付した表示、身体障害者補助犬健康管理記録及び身体障害者補助犬認定証を返還させなければならない。

3 指定法人は、法第十六条第二項の規定による認定の取消しを行ったときは、第九条第六項第一号及び第二号に掲げる事項並びに認定の取消しを行った年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（厚生労働大臣への報告等）

第十二条 指定法人は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を作成し、当該事業年度経過後三月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 指定法人は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名並びに第六条第二項各号（同項第二号を除く。）に掲げる書類の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（廃止等の届出）

第十三条 指定法人は、認定業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を速やかに厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 廃止し、休止し、又は再開した年月日

二 廃止し、又は休止した場合にあっては、その理由

三 廃止し、又は休止した場合にあっては、当該指定法人が認定を行った身体障害者補助犬を現に使用している身体障害者に対する措置

四 休止した場合にあっては、その期間

2 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第十四条 法第十九条第二項に規定する身分を示す証明書は、様式第四号によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十四年十月一日）から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(認定に関する経過措置)

第二条 平成十五年三月三十一日までの間、第七条第二号中「訓練の業務（第二条第一項第三号又は第三条第一項第三号に掲げる合同訓練のみを行うものを含む。）」とあるのは「訓練の業務」と、第八条第二項第三号イ中「第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練」とあるのは「訓練」と、同号ロ中「第二条第二項又は第三条第二項に規定する訓練計画」とあるのは「訓練計画」と、第九条第一項中「第二条第一項各号又は第三条第一項各号に掲げる訓練」とあるのは「訓練」と読み替えるものとする。

2 平成十五年三月三十一日以前に身体障害者補助犬とするための訓練を開始した犬についての第八条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは「第一号、第二号並びに第三号イ及びホ」とする。

(認定を受けていない犬を使用する場合の表示に関する経過措置)

第三条 法附則第三条の規定による表示は、様式第五号によるものとする。

2 法附則第三条の規定による表示を行おうとする身体障害者は、様式第六号により厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による届出を行った身体障害者に対し、届出を行った旨の証明書を交付するものとする。

4 法附則第三条の規定による表示を行う身体障害者は、当該表示を行う犬の衛生の確保のための健康管理に関する次に掲げる事項を記載した書類及び前項に規定する証明書を所持し、関係者の請求があるときは、これらを提示しなければならない。

一 当該表示を行う犬の予防接種及び検診の実施に関する記録（予防接種及び検診を実施した診療機関等の名称及び獣医師の署名又は記名押印がなければならない。）

二 前号に掲げるもののほか、当該表示を行う犬の衛生の確保のための健康管理に関する記録

(3) 補助犬表示方法

様式第一号（第四条関係）

○ ○ 犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った指定法人の名称	
指定法人の住所及び連絡先	

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。

この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をするにより容易に破損しないものとする。

「○○犬」には、盲導犬、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

盲導犬における「指定法人」とは、道路交通法施行令第八号第二項に指定する国家公安委員会が指定した法人をいう。

様式第五号（附則第三条関係）

(表面)

身体障害者補助犬法附則第三条に基づく表示	
○ ○ 犬	
有効期限：平成十六年九月三十日	
犬種	
訓練事業者名	
訓練事業者の住所及び連絡先	

(裏面)

(身体障害者補助犬法) (抜粋)

附則第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であつて第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示することができる。

備考 この表示の大きさは、縦五十五ミリメートル以上、横九十ミリメートル以上とする。

この用紙は厚紙を用い、表面はビニールカバー等をするにより容易に破損しないものとする。

「○○犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

様式第三号（第九条関係）

(表面)

身体障害者補助犬認定証 (○○犬)	
写真 (使用者)	写真 (認定犬)
使用者名 (性別) 生年月日 使用者の住所及び連絡先 犬の名前 (性別) 生年月日 犬種、毛色、毛質 狂犬病予防法に基づく登録番号 _____ _____ _____	認定番号 認定年月日 指定法人名 指定法人の代表者名 指定法人の住所及び連絡先 _____ _____ _____

(裏面)

備考 この身体障害者補助犬認定証の大きさは、縦百二十ミリメートル、横百六十ミリメートルとする。写真の大きさは、縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルとする。この用紙は厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りすること。

「○○犬」には、介助犬又は聴導犬の別を記載する。

(4) 補助犬健康管理手帳

表紙

身体障害者補助犬健康管理手帳

(身体障害者補助犬法第12条第2項で定める書類)

補助犬使用開始年月日

年 月 日

台紙

犬の名称・性別	
犬種	
犬の生年月日	
狂犬病予防法に基づき登録済否	
毛色・毛質	
使用者の名称	
マイクロチップ番号 (使用の場合のみ)	

獣医師による健康管理記録

獣医師による健康管理記録
 (予防接種、検診等の記録)

認定時直近の予防接種記録

獣医師名 ④
 診療機関名、住所

認定時直近の検診記録

獣医師名 ④
 診療機関名、住所

(5) 参考文献・資料

- * U.S.Department of Health and Human Services Centers for Disease Control and prevention (CDC) Guidelines for Environmental Infection Control in Health-Care Facilities, Recommendations of CDC and the Healthcare Infection Control Practices Advisory Committee(HICPAC) 2003.
- * Susan L. Duncan. APIC Guideline Committee. APIC state of the art report : the implications of service animals in health-care settings. Am. J. Infect. Control 28 : 170-180, 2000.
- * David.R.P.Guay. Pet-assisted therapy in the nursing home setting : potential for zoonosis. Am. J. Infect. Control 29 :178-186, 2001.
- * Glenna J.Hardy. The seeing-eye dog : an infection risk in hospital? Can. Med. Assoc. J. 124 : 698-700, 1981.
- * Sara Grant, Christopher W.Olsen. Preventing zoonotic diseases in immunocompromised persons; The role of physicians and veterinarians. Emerg. Infect. Dis. 5 (1) :1999. <http://www.cdc.gov/ncidod/EID/vol5no1/grant.html>
- * M.A.Khan, N.Farnag. Animal assisted activity and infection control implications in a health care setting. J. Hosp. Infect. 46 : 4-11, 2000.
- * 人獣共通感染症勉強会編. 人と動物の共通感染症マニュアル. メディカ出版, 2000.
- * 藤田紘一郎. イヌからネコから伝染るんです. 講談社, 2000.

■ ホームページ等

厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/
(厚労省補助犬サイト)	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/kaijoken/top.html
日本介助犬アカデミー	http://www.jsdra.jp/
全日本盲導犬使用者の会	http://www.e-guidedog.net/
補助犬法SOS@(財)日本盲導犬協会	http://www.jgda.or.jp/info/sos.html

(ワクチンについて)

国立感染症研究所	http://www.nih.go.jp/niid/
東京都健康安全研究センター	http://www.tokyo-eiken.go.jp/index-j.html
人と動物の共通感染症研究会	http://www.hdkkk.net/mokuji.html
日本寄生虫学会	http://jsp.tm.nagasaki-u.ac.jp/~parasite/welcome-2.html
アメリカ疾病管理センター (Centers for Disease Control and prevention)	http://www.cdc.gov
地方衛生研究所ネットワーク	http://www.chieiken.gr.jp/index.html

医療機関における補助犬同伴受け入れマニュアル作成委員会 委員名簿 (敬称略・五十音順)

【補助犬使用者】

清水 和行 & ティップ 全日本盲導犬使用者の会 会長
 松本 江理 & 美 音 聴導犬使用者「タッチの会」事務局長
 木村 佳友 & シンシア 日本介助犬使用者の会 事務局長 日本介助犬アカデミー理事
 清水 れい子 & シーナ 日本介助犬使用者の会 会員／トータルケア・アシスタントドッグセンター代表
 山口 亜紀彦 & オリーブ 日本介助犬使用者の会 会員

【獣医師】

赤尾 信明 東京医科歯科大学大学院国際環境寄生虫学分野 助教授
 越久田 健 (社)横浜市獣医師会 副会長
 森 俊士 日本小動物獣医師会 身体障害者補助犬委員会 委員
 山根 義久 東京農工大学農学部獣医学科家畜外科学 教授

【病院関係者】

安藤 徳彦 横浜市立大学医学部附属病院リハビリテーション科
 三枝 政行 国立精神・神経センター武蔵病院 心理・指導部 医療社会事業専門職
 笹田 昌孝 京都大学医学部保健学科部長、(社)日本感染症学会理事
 高山 直秀 都立駒込病院小児科部長
 西島 英利 (社)日本医師会常任理事 小倉蒲生病院
 藤田 紘一郎 東京医科歯科大学大学院国際環境寄生虫学分野教授 日本介助犬アカデミー顧問

【訓練事業者】

中村 透 財団法人日本盲導犬協会訓練部長
 水上 言 特定非営利活動法人介助犬協会 主任トレーナー
 水越 みゆき 特定非営利活動法人聴導犬普及協会 主任トレーナー

【日本介助犬アカデミー】

理事長 高柳 哲也 奈良県立医科大学名誉教授・本郷眼科神経内科
 副理事長 本好 茂一 日本獣医畜産大学獣医学部名誉教授
 専務理事 高柳 友子 横浜市立大学医学部附属病院リハビリテーション科医師
 常任理事 柴内 裕子 赤坂動物病院 院長
 “ 高柳 泰世 本郷眼科院長・愛知視覚障害者援護促進協議会会長
 “ 山口 千津子 社団法人日本動物福祉協会獣医監査員
 “ 山崎 恵子 雄心会山崎病院嘱託動物介在療法コーディネーター
 “ 鷺巢 月美 日本獣医畜産大学獣医学部獣医臨床病理学教室助教授
 事務局長 橋爪 智子

【オブザーバー】

水越 美奈 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所特別研究員
 厚生労働省障害保健福祉部企画課社会参加推進室



医療機関への補助犬同伴の報告

人工透析室入室許可を得た盲導犬

盲導犬使用者／折坂育志（広島県）

私はオスの盲導犬アーリーを同伴して人工透析室に通院しています。かなりの長年月、慢性腎炎を患っていましたが、平成6年から慢性腎不全になり、人工透析治療を始めました。平成3年からは原因はわからないまままったくの失明となりました。その後、数年間、御調総合病院の透析室に通っていましたが、家庭の事情もあり、なんとか一人で片道1時間20分を通院したいと考え続けておりました。その通院を果たすために盲導犬を希望しました。

それからは、盲導犬を病院に同伴するための話し合いを病院と行うことになったわけですが、すぐに病院から了承が得られたわけではありません。それでも渡辺淳一先生が透析室責任医師になられた平成11年の春からは、話し合いはトントンと進み、7月には病院の最高責任者から「盲導犬の透析室入室可」との許可が出ました。それまでには、6月には同じ透析室に通う仲間の患者へ「盲導犬入室に関するアンケート」が行われて、7割方の賛成があったと聞いています。また言うまでもないことですが、透析室のスタッフからの盲導犬への温かい理解と支援がありました。

盲導犬の透析室入室が決定されると、盲導犬を受け入れるための病院の準備が慌ただしくなりました。透析室スタッフの盲導犬担当者は盲導犬協会へ、導入に向けての調査研修出張に出掛けられました。秋に行われる恒例の患者の勉強会では、盲導犬への対応の仕方が課題として学習もされました。院内では、隅々まで盲導犬への対応の仕方が研修されたようです。私が訓練所から盲導犬を初めて院内へ同伴したときに、病院内の隅々まで盲導犬への対応の仕方が行き渡っていることに使用者の私自身がたいへん驚いたぐらいです。御調町内の広報では、町立病院へ盲導犬が通院するとの報道も行われました。病院側の、盲導犬受け入れに向けて準備は万端であったと感じさせられました。

平成11年11月17日から人工透析室に盲導犬を同伴して治療に通っています。先日で盲導犬同伴治療は満4年を経過したわけですが、お陰様で病院内では何一つ失敗することなく盲導犬同伴入室治療を受けることができています。病院内での患者さんの盲導犬に対する反応について簡単に触れてみますと、一度だけ高齢の女性から、「病院へ犬を連れてきてはいけません」と言われました。おそらく盲導犬と愛玩犬との区別がつかなかったものと思います。それ以外では、待合室などでも患者さんからは厚意的な反応がほとんどだったように受け止めています。よく言われたことは、「賢いね、偉いね」といった言葉です。飼い主の私としては、恥ずかしいような誇らしいような妙な気持ちになります。

週3回の割りで透析室に通うわけですが、家を出る前にはグルーミングをします。盲導犬を入室させる前にコートを着せて抜け毛の落下を防ぎます。両手両足は消毒液を浸したガーゼの上を歩かせて消毒します。無論、病院内に入る前には、排泄をさせます。

しかし、両手両足の消毒をしても効果がないとの消毒前後の細菌検査結果が出てから、靴を履かせて入室していました。その後、平成13年春からは、医学的な基準そのものについては私はわかりませんが、米国CDCの基準により透析室への入室は履き物を履き替えることがなくなるなど、治療室への入室の基準が緩和され、同時に犬に靴を履かせ無くても良くなりました。4～5時間も犬が靴を履いていると、蒸れて靴を脱がせた後が大変だったのです。

このように、犬を透析室に入室させるについては日本ではほとんど例がなく、治療室内の細菌検査などを頻繁に行い安全性を確かめながら対策を立てていました。とは言っても、透析室スタッフが大変だったわけで、使用者の私はほとんど何もすることはなく病院の行われる準備・対策を横耳で聞いているだけだったわけです。



盲導犬の透析室入室が決まるまでも、病院に盲導犬と通院している実例などを関東の盲導犬協会に電話で尋ねたりしましたが、当時は実例など何も聞かせてもらうことができませんでした。まる4年を経過した現在、透析室への同伴入室許可の出ている病院は私が通院している広島県御調総合病院以外にも新潟県、松本市、千葉県、宮崎市などに4箇所程度あるようです。個人病院から公立の総合病院まで様々なところが含まれています。

透析室まで盲導犬を同伴させるのは何故かという一般的な疑問もあります。連れている盲導犬は生き物であり、忠誠心の旺盛な犬であるため、盲導犬使用者（飼い主・犬のリーダー）とは、声をかければ届く範囲にいるほうがお互いにとって最も安定が得られるであろうと想像されます。盲導犬に盲導犬として良い仕事をさせるには、使用者と犬とは近い関係が必要です。実際に盲導犬と生活してみると、どこへ行くにもその盲導犬と一緒に行動していることで、情緒は安定し、仕事への集中力が高まり、犬にとって最も好ましいことがよく理解できます。私自身は第一義的に病院通いをするために盲導犬を希望したわけですが、盲導犬使用者が病院へ治療に通う場合に、できれば診察室まで同伴できることが最善です。一心同体となった盲導犬はいつも主人の行動に注意を向けているのですから、使用者の側からも同じことが言えます。ただし、私は何度か経験しましたが、盲導犬に主人が苦しむ姿を見せたり苦しむ声を聞かせたりしないほうが望ましいでしょう。

外国からお帰りになったお医者さんのお話として、北米辺りでは透析室に盲導犬と同伴することは当たり前になっていると伝え聞いています。盲導犬（補助犬）を医療機関に受け入れる際には、皆様の貴重な経験や自分の経験を生かしていただきたいと願っております。合わせてこの手引き書を大いに活用くださるよう希望する次第です。

聴導犬との入院経験

聴導犬使用者／松本江理（東京都）

私は平成7年から現在のパートナーの聴導犬・美音と暮らしています。その間、自分自身の耳鼻科や産婦人科受診、そして子どもの小児科受診、夫の整形外科入院への付き添いなどで、医療機関への同伴の問題とぶつかってきました。

そして最も貴重な経験が出産の時のことでした。

結婚前から耳鼻科でかかりつけだった総合病院では、何度かの交渉の末、美音の同伴を認めてもらっていました。けれども、通院のたびに玄関の警備員に呼び止められ、説明してやっと中に入っても、看護師が変わると怪訝な顔で見られたり、検査で別の科に行けばそこでまた一から説明をしたり……。それが通院のたびに繰り返され、「受け入れられている」という気持ちにはなりません。妊娠が判明し、どの病院で産むかを考えたとき、診察した医師が耳の聞こえない私の出産に少し及び腰だったことと、それまでの状況をみても安心して受診できる気持ちになれなかったことから、別の病院を探しました。

当時、まったくと言っていいほど知名度のなかった聴導犬、それを同伴することに対して、前向きに検討してくれるような病院なら、最終的に同伴ができないことになっても「聞こえないこと」に対してそれなりに理解があるのではないかと、ということで、「聴導犬を同伴したい」と問い合わせた先が、聖路加国際病院でした。主人が最初に電話で問い合わせた際、即答してはもらえず、時間をおいて電話をかけ直しましたが、その日のうちにOKの返事を頂きました。とはいえ、以前の病院でもOKをもらってからも困難が続いたので、半信半疑というのが正直な気持ちでした。

ところが、初めての受診日、玄関先の守衛さんも総合受付の看護師も、そしてもちろん産科待合室で



も、職員は誰一人、呼び止めたり行く先を拒んだりしませんでした。病院内ではよく見かける骨折の患者が使っている松葉杖を見るのと同じように、美音の存在を当たり前のように見ていました。不思議そうに見ているのも、こそこそ噂話をしているのも、そこに居合わせた他の来院者だけ。待合室ではそんな視線にちょっと恥ずかしいような、誇らしいような気持ちで座っていましたが、美音がそばにいてことで順番を飛ばされる心配もなく、安心してマタニティ雑誌を読んでもらわれました。診察室にも、超音波検査をする薄暗い部屋にも美音は一緒に入りました。いつも私の足元で、あるいはベッドサイドで伏せている美音に、おそらくは聴導犬を初めて見ただろう病棟スタッフも感心してくれたことを覚えています。たった1回、聴導犬の説明をし、受け入れをお願いし、認めるという返事をもらっただけで、その後、レストランでも売店でも、病院内で美音を連れて歩いていて拒まれることはありませんでした。

そして、「私という聴覚障害者が聴導犬を同伴する」ことが至極当たり前と捉えられていることを実感したのは、出産を控えて入院することになったときです。切迫早産で予定より早く入院することになったとき、主治医から、「美音ちゃんはどうしますか？ ベッド脇に毛布を敷いて寝ますか？」と聞かれたのです。美音は病院に程近い私の実家で預かってもらおう、と夫と相談していた私はドクターのこの言葉に嬉しく思うより前に、驚いてしまいました。確かに、美音にはノックを教える仕事がありますし、赤ちゃんが生まれればその泣き声も教えてくれますので、一緒にいられたらもちろん安心して過ごせます。でもまさか一緒に入院してもよいといわれるとは！ 私と美音が一緒にいることを当たり前と考えてくれているのだ、と改めて感じました。

結局、陣痛でつらい私が、人間用のトイレでの排泄をトレーニングされていない美音の排泄のために外へ出ることは難しい、ということで、同伴入院は辞退しましたが、LDRでの出産には立ち会う予定になりました。出産までの1ヶ月近い入院中、実家の母ができる限り、美音をバッグに入れ（私が連れていないときは聴導犬としては認められないので）、病室に連れてきて、たとえ短い時間でも一緒にいるようにしたので、私もその間は心から安心して過ごすことができました。残念ながら、出産は帝王切開になってしまい手術室だったので、美音の同伴はかないませんでした。出産後はそれまで以上に美音の病室通いは増え、新しい家族＝赤ちゃんの泣き声を教えるという仕事ぶりを発揮してくれました。そして、退院を2日後に控えた夜、聞こえない私と赤ちゃんが初めて一晩ずっと一緒に過ごしてみることになり、夫と美音が病室に泊まりました。病室で食事をしてから、夫が排泄に連れ出し、戻ってからは場所こそ病室ですが、その後ずっと続く赤ちゃんとの夜のリハーサルが始まりました。美音は私のベッドサイドに敷いた自分のシートの上であっという間に寝てしまいましたが、夜中、赤ちゃんの泣き声できちんと私を起こしてくれました。心配していた看護師さんが気づかないほど、自然に美音が仕事をしてくれたことで、私自身、退院後も美音がいれば大丈夫、と確信に似た思いとともに退院することができました。

美音と病室で一緒に過ごすことができたことで、体の具合が悪いだけでもつらいのに、それに加えて聞こえないことで神経をすり減らす必要がなくなったことは、とても助かることでした。けれども心配だったのは、他の来院者の反応です。“病院”と“犬”という、どう考えても結びつかない関係を他の人がどのように見るのか、ましてや妊婦や新生児の病棟で……。ところがその不安も、スタッフから見せられた1枚の紙で消えたのです。私の入院と同時に病棟の来院者に配ったというその紙には聴導犬の説明、必要性、安全性、そして、それを必要とする私の存在について書かれていたのです。

前例のない聴導犬同伴ということに対して、「前例がないから」と拒絶するのではなく、前向きに検討し、受け入れてもらえたことで、私は何よりも安心して病院生活を送ることができました。

今回、受け入れについてのマニュアルが作られることで、どの医療機関でも安心して補助犬を受け入れることができるようになり、そしてそれによって私たち補助犬ユーザーが安心して受診し、治療などに専念できるようになることを心から願っております。

補助犬使用者の方へ 医療機関利用の際のお願い

身体障害者補助犬法により、盲導犬、聴導犬、介助犬を同伴しての来院が認められました。待合室、診察室、検査室、病室、透析室等、原則的に補助犬を同伴していただくかまいません。ただし、人もガウンに着替え、消毒をしなければ入室できないような清潔区域での同伴はできません。また、病室等に免疫抑制剤などを使用中の患者さんが入院していた場合や犬アレルギーの症状を訴える来院者があった場合などは、同伴入室についてお断りする場合がありますのでご了承ください。

補助犬には、定期的な健康診断と必要な予防接種を適切に行い、補助犬法に則った表示と健康管理記録の携帯をお願いします。こちらから確認させていただく場合もあります。他の来院者からの苦情などが出た際に職員が対応できるようにするために、補助犬が院内にいることを把握しておくようにしております。そのため、来院時にはまず受付で補助犬使用者である旨をお申し出ください。こちらから必要事項をお伝えいたします。

原則的に、敷地内で補助犬をひとりで待たせることはしないでください。その間に起こった事故については、責任を負いかねます。職員が補助犬を一時的に預かることはできても、責任をもって管理しておくことはお約束できませんので、長時間待機させる必要がある場合などは、1. 同伴者を連れて来院する 2. 補助犬を同伴せずに来院する ことをご検討ください。他の来院者や職員に迷惑行為があった場合には、同伴をお断りすることもありますので、ご了承ください。

検査や処置などについて、その間補助犬をどのように待機させるか、同伴が可能かなどは職員にお問い合わせください。

補助犬自身が感染を受ける可能性、補助犬が病原体を区域外に運ぶ可能性、補助犬が被爆や感染被害を受ける恐れがあるなど、同伴を希望されない場合には、その旨を職員へ伝え、待機場所や待機方法について職員と話し合ってください。(例/処置が長いと診察室内で待機させるのは心配なので、犬を家族と一緒に待たせたいと思います。待合室の隅など邪魔にならない場所を教えてくださいませんか?)

補助犬をご同伴の皆さまと力を合わせ、誰もが安心して安全にご利用いただける医療機関であることを心がけています。

お困りのこと、お気づきのこと、施設へのご要望などがありましたら、どうぞ気軽に職員へ声をかけてください。

使用者、施設、そして他の来院者が力を合わせ、平等な社会、医療機関をつくりたいと思います。

おわりに

我が国では医療機関に犬がいることに対する違和感は大きいように思われます。そして、何よりも盲導犬ですら50年以上の歴史の中で未だ医療機関での受け入れが一般的ではなかったことは、補助犬の普及率、認知度の低さを物語っているといえます。さらに、犬から感染する感染症について正しい知識を持つ医療従事者が少ないこともまた、補助犬受け入れの推進には大きな壁となっています。

感染は感染経路を遮断すれば予防できますし、犬は古くから人と共に暮らし健康管理と感染症予防を確立してきた動物です。行動管理方法も徹底しています。感染源となる可能性のある排泄物についても、補助犬は排泄コントロールを身につけており、その処理も使用者が行いますので、適切な排泄場所を設置あるいは指定していただければ、院内感染のおそれはありません。

身体障害者補助犬使用者は、補助犬という手段を自立と社会参加のために選択し、犬の管理には全責任を持つことを選択した方々です。

そのことを真摯に受け止め、障害者の社会参加を推進する立場で積極的な受け入れ促進の体制作りを進めることが求められています。

身体障害者補助犬法が成立し、施行されたこれからが本当の使用者の社会参加の始まりです。医療機関側の認識も徐々にならっていくと思われまふ。補助犬受け入れの体制は、使用者以外の一般国民の補助犬に対する理解にも左右されます。したがって、本マニュアルは、2年後には再び委員会を結成して改正を行う予定です（2005年には法改正がある予定になっています）。多数の医療機関からの率直なご意見や受け入れ経験を踏まえた課題や疑問などについてお聞かせいただければ、改正の際の貴重な資料となります。

一日も早く、補助犬法が全国民に知られる法律となり、補助犬使用者がどこにでも当たり前に出かけられる社会となることを祈念しております。

なお、本マニュアルを作成するに当たりましてご意見を賜りました使用者の方々と、アレルギー対策についてご校閲頂きました東京大学大学院医学系研究科生殖・発達・加齢医学発達発育学助教授 岩田力先生に深謝申し上げます。

医療機関における補助犬同伴マニュアル作成委員会一同

盲導犬／聴導犬／介助犬
身体障害者補助犬同伴受け入れマニュアル〈医療機関編〉

2004年3月発行

編集 ● 医療機関における補助犬同伴受け入れマニュアル作成委員会

発行所 ● 特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミー

〒181-0031 東京都三鷹市下連雀3-34-2-403

電話0422-76-2544 FAX0422-76-2765

E-MAIL：info@jsdra.jp

©2004.03

特定非営利活動法人 日本介助犬アカデミーが発行するすべての印刷物の著作権は
日本介助犬アカデミーが所有します。無断で複製、転載することは固くお断りいたします。



この事業は、独立行政法人 福祉医療機構（高齢者・障害者福祉基金）の助成により行ったものです。